# ○国立研究開発法人水産研究・教育機構職員給与規程

```
平成13年
           4 月
               1日付け13水研
                               5 1 号
                          第
改正
   平成13年11月30日付け13水研
                          第
                              959号
改正
   平成15年
           3 月
               1日付け14水研
                          第 1139号
改正
   平成15年
           4月
               1日付け14水研
                          第 1265号
改正
   平成15年10月
               1日付け15水研
                          第 1086号
改正
   平成15年11月
               1日付け15水研
                          第 1410号
改正
   平成16年11月
               1日付け16水研本第 1281号
改正
   平成17年12月
               1日付け17水研本第 1459号
改正
   平成18年
           4月
               1日付け17水研本第 1971号
改正
   平成19年
           4月
               1日付け18水研本第 1769号
               1日付け19水研本第 1057号
改正
   平成19年10月
   平成19年12月
               1日付け19水研本第 1271号
改正
改正
   平成20年
           4 月
               1日付け19水研本第 1628号
改正
   平成21年
           4月
               1日付け20水研本第 1642号
   平成21年
           5月29日付け21水研本第10529012号
改正
改正
   平成21年12月
               1日付け21水研本第11130009号
改正
   平成22年
           4月
               1日付け21水研本第20331019号
   平成22年12月
               1日付け22水研本第21130002号
改正
改正
   平成23年
           1月
               1日付け22水研本第21228004号
改正
   平成23年
           4月
               1日付け22水研本第30331014号
改正
   平成23年
           6 月
               1日付け23水研本第30531010号
               1日付け23水研本第30929008号
改正
   平成23年10月
改正
   平成 2 4 年
           5月
               1日付け24水研本第40426016号
改正
   平成24年11月
               1日付け24水研本第41031003号
   平成 2 5 年
           4 月
               1日付け24水研本第50329003号
改正
改正
   平成26年
           1月
               1日付け25水研本第51225007号
改正
   平成 2 6 年
           4月
               1日付け25水研本第60327007号
改正
   平成26年12月
               1日付け26水研本第61128006号
改正
   平成27年
               1日付け26水研本第70325001号
           4月
               1日付け27水研本第71221003号
改正
   平成28年
           1月
改正
   平成28年
           4月
               1日付け28水機本第80401006号
改正
   平成28年12月
               1日付け28水機本第81128003号
改正
   平成29年
           4月
               1日付け28水機本第90321002号
改正
   平成29年12月
               1日付け29水機本第91122001号
   平成30年
               1日付け29水機本第00327014号
改正
           4 月
               1日付け30水機本第18112105号
改正
   平成30年12月
改正
   平成31年
           4月
               1日付け30水機本第18032803号
改正
   令和 元年11月28日付け
                     元水機本第 19112603 号
改正
   令和
       2年
           3月30日付け
                     元水機本第 19031802 号
```

改正 令和 2年 7月20日付け 2水機本第20071502号 2年11月30日付け 2水機本第20112003号 改正 令和 3水機本第 1294号 改正 令和 4年 3月29日付け 改正 令和 4年 5月23日付け 4 水機本第 2 0 6 号 改正 令和 4年11月29日付け 4水機本第 754号 改正 令和 5年 3月31日付け 4水機本第 1230号 改正 令和 5年11月29日付け 5 水機本第 8 3 6 号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人水産研究・教育機構職員就業規則(17水研本第2030号。以下「職員就業規則」という。)第69条及び国立研究開発法人水産研究・教育機構海上就業規則(17水研本第1958号。以下「海上就業規則」という。)第41条の規定に基づき、国立研究開発法人水産研究・教育機構(以下「機構」という。)の職員(職員就業規則の適用を受ける職員(同規則第5条第1項第1号から第5号までに掲げる職員を除く。)及び海上就業規則の適用を受ける職員をいう。以下同じ。)の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職員の給与)

- 第2条 職員の給与は、俸給及び諸手当とする。
- 2 諸手当は、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手 当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、特地勤務手当に 準ずる手当、超過勤務手当、夜勤手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当及 び寒冷地手当とする。

(給与の支給)

第3条 職員の給与は、法令等に定めるところにより、職員の給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を現金で直接職員に支給する。

(俸給)

- 第4条 各職員の受ける俸給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、 かつ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件を考慮して決定され る。
- 第5条 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、俸給月額及び各俸給表の適用 範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。ただし、職員就業規則第 64条第1項の規定による勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員」 という。)の俸給月額は、それぞれ当該俸給表に定める俸給月額に、同規則第 65条の規定により読み替えられた同規則第40条第1項ただし書の規定に より定められたその者の勤務時間を同項本文で規定する勤務時間で除して得 た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする。
  - (1) 一般職員俸給表(別表第1)

- (2) 技術職員俸給表(別表第2)
- (3) 船舶職員俸給表(別表第3)
  - ア 船舶職員俸給表(一)
  - イ 船舶職員俸給表(二)
- (4) 研究開発職員俸給表(別表第4)
- (5) 教育職員俸給表(別表第5)
- (6) 看護職員俸給表 (別表第6)
- (7) 指定職員俸給表(別表第7)
- 2 前項の俸給表(以下単に「俸給表」という。)は、全ての職員に適用するものとする。
- 3 職員(第1項第7号に掲げる俸給表の適用を受ける職員(以下「指定職員」 という。)を除く。)の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを 俸給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標 準的な職務の内容は、理事長が別に定める。
- 第6条 指定職員の号俸は、その者の占める職に応じて理事長が別に決定する。
- 第7条 理事長は、第5条第3項の規定に基づく分類の基準に適合するように、 かつ、予算の範囲内で、職務の級の定数を設定し、又は改定することができ る。
- 2 職員(指定職員を除く。以下この条において同じ。)の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、理事長が別に定める基準に従い決定する。
- 3 新たに俸給表の適用を受ける職員となった者の号俸は、理事長が別に定め る初任給の基準に従い決定する。
- 4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合(指定職員が他の俸給表の適用を受けることとなった場合を含む。)又は一の役職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の役職に移った場合における号俸は、理事長が別に定めるところにより決定する。
- 5 職員の昇給は、理事長が別に定める日に、同日前において理事長が別に定める日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が職員就業規則第80条及び海上就業規則第55条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして理事長が別に定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。
- 6 前項の規定により職員(次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号俸数を4号俸(一般職員俸給表又は技術職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上である者、船舶職員俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上である者、研究開発職員俸給

表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上である者及び教育職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上である者にあっては、3号俸)とすることを標準として、理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。

- 7 5 5 歳を超える職員の第 5 項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。
- 8 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行わないものとする。
- 9 職員の昇給は、予算の範囲内で行うものとする。
- 10 削除
- 11 職員就業規則第15条の3に規定する職員(以下「定年前再雇用短時間勤務職員」という。)の俸給月額は、その者に適用される俸給表の定年前再雇用短時間勤務職員の欄に掲げる俸給月額に、職員就業規則第40条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項で規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

## (俸給の支給)

- 第8条 俸給は、毎月16日(その日が職員就業規則第43条に規定する休日に あたるときは、その月の15日以降の日のうち、その日に最も近い当該休日で ない日。以下「支給定日」という。)に、その月の月額の全額を支給する。
- 2 前項に規定する「その月」の期間は、当該給与支給月の1日から末日まで (以下「給与期間」という。)とする。
- 第9条 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給し、昇給、降給等により俸給の額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。
- 2 職員が退職(次項による退職を除く。)し、又は解雇にされたときは、その 日まで俸給を支給する。
- 3 職員が死亡により退職したときは、その月まで俸給を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により俸給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給の額は、その月の現日数から職員就業規則第43条、第45条第2項(育児短時間勤務職員にあっては、同規則第65条の規定により読み替えられた第43条、第45条第2項)及び第53条第1項に規定する休日並びに同条第2項に規定する勤務を要しない日又は海上就業規則第25条及び第28条第1項に規定する休日(第21条において「休日等」という。)の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

#### (俸給の調整額)

- 第10条 理事長は、俸給月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の役職に比して著しく特殊な役職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、俸給月額につき適正な調整額表を定めることができる。
- 2 前項の調整額表に定める俸給月額の調整額は、調整前における俸給月額の 100分の25を超えてはならない。

## (俸給の特別調整額)

- 第11条 理事長は、次に掲げる職員に対して、その職務の特殊性に基づき、俸給月額につき適正な俸給の特別調整額を支給する。
  - (1) 労働基準法 (昭和22年法律第49号) 第41条第2号に規定する監督 又は管理の地位にある者又は機密の事務を取り扱う者として理事長が別 に定める役職を占める職員
  - (2) 企画管理部門及び教学部門において、課等の業務を総括する者又はこれに準ずる者として理事長が別に定める役職を占める職員
  - (3) 研究の統括、調整、指導等を行う者又は高度の知識経験に基づき困難な研究を行う者として理事長が別に定める役職を占める職員
  - (4) 船舶の運航業務を統括する者又はこれに準ずる者として理事長が別に 定める役職を占める職員
- 2 前項に定める俸給月額の特別調整額は、同項各号に規定する役職を占める職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額の100分の25を超えてはならない。
- 3 第1項第2号から第4号までに掲げる職員に支給する俸給の特別調整額には、あらかじめ支給する第23条第1項第1号ア及び同条第4項第1号アに掲げる勤務に対する超過勤務手当(職員就業規則第46条の規定による勤務を行う職員(以下「裁量勤務職員」という。)にあっては、第23条第2項の規定により支給する超過勤務手当)が含まれるものとする。
- 4 前項に規定する「含まれる超過勤務手当」の時間数は、俸給の特別調整額が支給される職員の区分に応じて、理事長が別に定める。

### (扶養手当)

- 第12条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第 1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、一般職員俸給表の適用 を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの及び同表以外の各俸給表 の適用を受ける職員で職務の級がこれに相当するものとして理事長が別に定 める職員(以下「一般9級以上職員等」という。)に対しては、支給しない。
- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主として その職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。
  - (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。 以下同じ。)

- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額は、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(一般職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が別に定める職員(以下「一般8級職員等」という。)にあっては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満2 2歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。) にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、 5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同 項の規定による額に加算した額とする。
- 第13条 新たに職員となった者に扶養親族(一般9級以上職員等にあっては、 扶養親族たる子に限る。)がある場合、一般9級以上職員等から一般9級以上 職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又 は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職 員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。
  - (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合 (一般9級 以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った 者がある場合を除く。)
  - (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は 前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達 した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠く に至った場合及び一般9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等た る要件を欠くに至った者がある場合を除く。)
- 2 挟養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族(一般9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)がある場合においてはその者が職員となった日、一般9級以上職員等から一般9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般9級以上職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族(一般9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、一般9級以上職員等以

外の職員から一般 9 級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般 9 級以上職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族(一般 9 級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 1 5 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

- 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
  - (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた 場合
  - (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族(一般9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
  - (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある一般9級以上職員等が一般9級以上職員等以外の職員となった場合
  - (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある一般8級職員等が一般8級職員等及び一般9級以上職員等以外の職員となった場合
  - (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で一般 9級以上職員等以外のものが一般9級以上職員等となった場合
  - (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものが ある職員で一般8級職員等及び一般9級以上職員等以外のものが一般8 級職員等となった場合
  - (7) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特 定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
- 4 前各項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、理事長 が別に定める。

(地域手当)

第14条 地域手当は、事務所(国立研究開発法人水産研究・教育機構組織規程 (13水研第52号)第2条第1項に規定する本部及び同条第3項に掲げる 各施設をいう。以下同じ。)のうち、その所在する地域における民間の賃金水準及び物価等を考慮して、次に掲げる事務所(この条において「支給事務所」という。)に在勤する職員に支給する。

- (1) 神奈川県横浜市に所在する事務所
- (2) 茨城県神栖市、静岡県静岡市及び香川県高松市に所在する事務所
- (3) 北海道札幌市、新潟県新潟市、広島県廿日市市及び長崎県長崎市に所在する事務所
- 2 地域手当の月額は、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額 に、次の各号に掲げる支給事務所の区分に応じ、当該各号に定める割合(以下 この条において「支給割合」という。)を乗じて得た額とする。
  - (1) 前項第1号に掲げる事務所 100分の16
  - (2) 前項第2号に掲げる事務所 100分の6
  - (3) 前項第3号に掲げる事務所 100分の3
- 3 支給事務所に在勤する職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合 又はこれらの職員の在勤する事務所が移転した場合(これらの職員が当該異 動又は移転の日の前日に在勤していた事務所に引き続き6箇月を超えて在勤 していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として 理事長が別に定める場合に限る。)において、当該異動若しくは移転(以下こ の項において「異動等」という。) の直後に在勤する事務所が地域手当を支給 されない事務所であるとき、又は当該異動等の直後に在勤する支給事務所に 係る地域手当の支給割合(以下この項において「異動等後の支給割合」とい う。) が当該異動等の日の前日に在勤していた支給事務所に係る地域手当の支 給割合(理事長が別に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事 長が別に定める割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」とい う。) に達しないこととなるときは、異動等の円滑を図るため、当該職員には、 前2項の規定にかかわらず、当該異動等の日から2年を経過するまでの間(次 の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合 (異動等後の支給割合が当該異動等後に改定された場合にあっては、当該改 定後の異動等後の支給割合)以下となるときは、その以下となる日の前日まで の間。以下この項において同じ。)、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の 月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を 乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動等の日か ら2年を経過するまでの間に更に在勤する支給事務所を異にして異動した場 合その他理事長が別に定める場合における当該職員に対する地域手当の支給 については、理事長が別に定める。
  - (1) 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合(異動等前の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあっては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号において同じ)
  - (2) 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。) 異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た

割合

- 4 国家公務員、地方公務員又は理事長が別に定める法人に使用される者(常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「国家公務員等」という。)から引き続き人事交流等により職員となった場合において、採用の事情、当該採用されることとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、前項の規定に準じて、地域手当を支給する。
- 5 職員が事務所以外の施設に在勤する場合において、支給事務所に在勤する職員と権衡上必要があると認められる場合には、当該職員には、第1項から第3項までの規定に準じて、地域手当を支給する。
- 6 前各項に規定するもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項は、理事長 が別に定める。

(広域異動手当)

- 第14条の2 職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の 在勤する事務所が移転した場合において、当該異動又は移転(以下この条にお いて「異動等」という。) につき理事長が別に定めるところにより算定した事 務所間の距離(異動等の日の前日に在勤していた事務所の所在地と当該異動 等の直後に在勤する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項におい て同じ。) 及び住居と事務所との間の距離 (異動等の直前の住居と当該異動等 の直後に在勤する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において 同じ。)がいずれも60キロメートル以上であるとき(当該住居と事務所との 間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等 を考慮して当該住居と事務所との間の距離が60キロメートル以上である場 合に相当すると認められる場合として理事長が別に定める場合を含む。)は、 当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、俸給、俸給の 特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に当該異動等に係る事務所間の距離 の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広 域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動 等の日の前日に在勤していた事務所への異動等が予定されている場合その他 の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として理事長が別 に定める場合は、この限りでない。
  - (1) 300キロメートル以上 100分の10
  - (2) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5
- 2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該 支給に係る異動等(以下この項において「当初広域異動等」という。)の日か ら3年を経過する日までの間の異動等(以下この項において「再異動等」とい う。)により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるもの については、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等 に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域

異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

- 3 国家公務員等から引き続き人事交流等により職員となった者(採用の事情等を考慮して理事長が別に定める者に限る。)又は異動等に準ずるものとして理事長が別に定めるものがあった職員であって、これらに伴い勤務場所に変更があったものには、理事長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。
- 4 前3項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、第14条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前3項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前3項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。
- 5 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、理 事長が別に定める。

(住居手当)

- 第15条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。
  - (1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、 月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っ ている職員(国家公務員宿舎法(昭和24年法律第117号)第13条の 規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他理事 長が別に定める職員を除く。)
  - (2) 第17条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(国家公務員宿舎法第13条の規定による有料宿舎その他理事長が別に定める住宅を除く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定めるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定め る額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の 合計額)とする。
  - (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ 次に定める額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り 捨てた額)に相当する額
    - ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から 16,000円を控除した額
    - イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が

- 17,000円を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額
- (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の 1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切 り捨てた額)
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長 が別に定める。

# (通勤手当)

- 第16条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。
  - (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を 利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを 常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困 難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により 通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるも の及び第3号に掲げる職員を除く。)
  - (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で理事長が別に定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
  - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額 とする。
  - (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
  - (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再雇用短時間勤務職員及び育児

短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数が10回に満たない職員にあっては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額)

- ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片 道5キロメートル未満である職員 2,000円
- イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員4,200円
- ウ 使用距離が片道 1 0 キロメートル以上 1 5 キロメートル未満である職員 7,100円
- エ 使用距離が片道 1 5 キロメートル以上 2 0 キロメートル未満である職員 1 0,000円
- オ 使用距離が片道 2 0 キロメートル以上 2 5 キロメートル未満である職員 1 2,900円
- カ 使用距離が片道 2 5 キロメートル以上 3 0 キロメートル未満である職員 15,800円
- キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円
- ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円
- ケ 使用距離が片道 4 0 キロメートル以上 4 5 キロメートル未満である職員 2 4, 4 0 0 円
- コ 使用距離が片道 4 5 キロメートル以上 5 0 キロメートル未満である職員 2 6, 2 0 0 円
- サ 使用距離が片道 5 0 キロメートル以上 5 5 キロメートル未満である職員 2 8,000円
- シ 使用距離が片道 5 5 キロメートル以上 6 0 キロメートル未満である職員 2 9,8 0 0 円
- ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円
- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が別に定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額
- 3 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、所在する地域を 異にする事務所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生 ずることとなった職員で理事長が別に定めるもののうち、第1項第1号又は 第3号に掲げる職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居(当該住居に 相当するものとして理事長が別に定める住居を含む。)からの通勤のため、新

幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が理事長が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が20,00円を超えるときは、支給単位期間につき、20,00円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,00円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,00円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 4 前項の規定は、国家公務員等から引き続き人事交流等により職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該採用の直前の住居(当該住居に相当するものとして理事長が別に定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が理事長が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して理事長が別に定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。
- 5 第1項第1号又は第3号に掲げる職員のうち、住居を得ることが著しく困難である島その他これに準ずる区域(以下「島等」という。)に所在する事務所で理事長が別に定めるものへの通勤のため、当該島等への交通に橋、トンネルその他の施設(以下「橋等」という。)を利用し、当該橋等の利用に係る通常の運賃に加算される運賃又は料金(以下「特別運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(理事長が別に定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
  - (1) 橋等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別運賃等の額に相当する額
  - (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 同号に定める額を負担しない ものとした場合における前3項の規定による額

- 6 通勤手当は、支給単位期間(理事長が別に定める通勤手当にあっては、理事 長が別に定める期間)に係る最初の月の支給定日に支給する。
- 7 通勤手当が支給される職員につき、離職その他の理事長が別に定める事由 が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後 の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。
- 8 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間と して6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が別に定める期間 (自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月)をいう。
- 9 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その 他通勤手当の支給及び返納に関し必要事項は、理事長が別に定める。

## (単身赴任手当)

- 第17条 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居から当該異動又は事務所の移転の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。
- 2 単身赴任手当の月額は、30,00円(理事長が別に定めるところにより 算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」 という。)が理事長が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、 70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定 める額を加算した額)とする。
- 3 国家公務員等から引き続き人事交流等により職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して理事長が別に定める職員に限る。)その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前各項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

#### (特殊勤務手当)

第18条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務 で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を俸給で考慮することが 適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の 支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

#### (特地勤務手当等)

- 第19条 離島その他の生活の著しく不便な地に所在する事務所として理事長が別に定めるもの(以下「特地事務所」という。)に勤務する職員には、特地 勤務手当を支給する。
- 2 特地勤務手当の月額は、俸給及び扶養手当の月額の合計額の100分の2 5を超えない範囲内で理事長が別に定める。
- 第20条 職員が事務所を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の在勤する事務所が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に在勤する事務所又はその移転した事務所が特地事務所又は理事長が指定するこれらに準ずる事務所(以下「準特地事務所」という。)に該当するときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、当該異動又は事務所の移転の日から3年以内の期間(当該異動又は事務所の移転の日から起算して3年を経過する際理事長が別に定める条件に該当する者にあっては、更に3年以内の期間)、俸給及び扶養手当の月額の合計額の100分の6を超えない範囲内の月額の特地勤務手当に準ずる手当を支給する。
- 2 国家公務員等から引き続き人事交流等により職員となって特地事務所又は 準特地事務所に在勤することとなったことに伴って住居を移転した職員(任 用の事情等を考慮して理事長が別に定める職員に限る。)、新たに特地事務所 又は準特地事務所に該当することとなった事務所に在勤する職員でその特地 事務所又は準特地事務所に該当することとなった日前3年以内に当該事務所 に異動し、当該異動に伴って住居を移転したものその他前項の規定による手 当を支給される職員との権衡上必要があるものとして理事長が別に定める職員には、同項の規定に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。
- 3 前2項の規定により特地勤務手当に準ずる手当を支給される職員が第14 条の2の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員である場合に おける特地勤務手当に準ずる手当と広域異動手当との調整に関し必要な事項 は、理事長が別に定める。

## (給与の減額)

- 第21条 職員(次項に掲げる職員を除く。)が勤務しないときは、休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- 2 裁量勤務職員が勤務日(同規則第43条(第45条第1項に掲げる職員にあ

っては、同条第2項)及び第53条第1項に規定する休日並びに同条第2項に規定する勤務を要しない日以外の日をいう。)において勤務しないときは、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない日1日につき、第26条に規定する1時間当たりの給与額に7.75を乗じて得た額を減額して給与を支給する。

(俸給の半減)

- 第22条 職員が負傷(業務上の負傷及び通勤(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第1項第2号に規定する通勤をいう。以下同じ。)による負傷を除く。)若しくは疾病(業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。)に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のため病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間の経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき俸給の半額を減ずる。
- 2 前項に規定するもののほか、同項の勤務しない期間の範囲、俸給の計算その 他俸給の半減に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(超過勤務手当)

- 第23条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員(海上就業規則第3条第1号に規定する船員(以下「船員」という。)を除く。)には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれに定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、指定職員及び第11条第1項第1号に掲げる職員にあっては、第1号ア、第2号ア及び第3号アに掲げる勤務については、超過勤務手当は支給しない。
  - (1) 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務 次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれに定める割合
    - ア イに掲げる勤務以外のもの 100分の125
    - イ 深夜(午後10時から翌日の午前5時までをいう。以下同じ。) における勤務 100分の150
  - (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれに定める割合
    - ア イに掲げる勤務以外のもの 100分の135
    - イ 深夜における勤務 100分の160
  - (3) 前2号の規定にかかわらず、正規の勤務時間を超えて勤務することを 命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務(職員就業規則第43条第2 項に規定する法定休日における勤務を除く。)の時間が1箇月について6 0時間を超えた場合における、その超えてした勤務 次に掲げる勤務の 区分に応じてそれぞれに定める割合
    - ア イに掲げる勤務以外のもの 100分の150

イ 深夜における勤務 100分の175

- 2 裁量勤務職員には、理事長が別に定めるところにより得られる時間に対して、1時間につき、第26条に規定する1時間当たりの給与額に100分の1 25を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
- 3 第11条第1項第2号から第4号までに掲げる職員に対する第1項の規定 の適用については、同項中「全時間」とあるのは「全時間(第1号アに掲げる 勤務にあっては、第11条第4項の規定により理事長が別に定める時間数を 超える時間)」とする。
- 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた船員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれに定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、第11条第1項第1号に掲げる船員にあっては、第1号ア、第2号ア及び第3号アに掲げる勤務については、超過勤務手当は支給しない。
  - (1) 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務 次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれに定める割合
    - ア イに掲げる勤務以外のもの 100分の130
    - イ 深夜における勤務 100分の155
  - (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれに定める割合
    - ア イに掲げる勤務以外のもの 100分の140
    - イ 深夜における勤務 100分の165
  - (3) 前2号の規定にかかわらず、正規の勤務時間を超えて勤務することを 命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1箇月について6 0時間を超えた勤務 次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれに定める 割合
    - ア イに掲げる勤務以外のもの 100分の150
    - イ 深夜における勤務 100分の175
- 5 定年前再雇用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項及び第4項の規定の適用については、同各項中それぞれ「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれに定める割合」とあるのは「100分の100」とする。
- 6 職員就業規則第53条第3項の規定により支給しないこととされている給与の額は、同条第2項の規定により勤務を要しないこととなった日に係る正規の勤務時間に第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額を乗じて得た額とする。

(夜勤手当)

第24条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

#### (端数計算)

第25条 第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び前2条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当又は夜勤手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

- 第26条 第21条、第23条及び第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給の月額、俸給の月額に対する地域手当、広域異動手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の月額並びに次の各号に掲げる手当が支給される場合にあっては当該各号に定める額の合計額を別に定める1月当たりの勤務時間数で除して得た額とする。
  - (1) 特殊勤務手当 給与期間中において正規の勤務時間以外の時間に行った第18条に掲げる作業に係る特殊勤務手当の額
  - (2) 寒冷地手当 第32条の規定を適用した場合に得られる寒冷地手当の 額

## (期末手当)

- 第27条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第29条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日(これらの日が職員就業規則第43条に規定する休日に当たるときは、その直前の当該休日以外の日。以下この条から第29条までにおいてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職(同規則第13条第1号から第4号まで又は第6号に掲げる事由による退職に限る。以下第31条まで及び第35条第7項において同じ。)し、又は解雇(同規則第10条第2項又は第18条の規定による解雇に限る。以下第31条まで及び第35条第7項において同じ。)にされた職員(第35条第7項の規定の適用を受ける職員及び理事長が別に定める職員を除く。)についても、同様とする。
- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額 (一般職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの 並びに同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び 責任の度等がこれに相当するもので理事長が別に定めるもの(第30条にお いて「特定管理職員」という。)にあっては100分の102.5を乗じて得 た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号

に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30
- 3 定年前再雇用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」とする。
- 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は解雇にされた職員にあっては、退職し、又は解雇にされた日現在)において職員が受けるべき俸給(育児短時間勤務職員にあっては、俸給の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。
- 5 理事長が別に定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給の月額(育児短時間勤務職員にあっては、俸給の月額を算出率で除して得た額)並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に役職の職制上の段階、職務の級等を考慮して理事長が別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額(理事長が別に定める職にある職員にあっては、その額に俸給月額(育児短時間勤務職員にあっては、俸給月額を算出率で除して得た額)に100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
- 6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
- 第28条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第3号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。
  - (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規 則第82条の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
  - (2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職し、又は解雇にされた職員で、その退職をし、又は解雇にされた日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
  - (3) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの
- 第29条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職し、又は解雇にされたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 退職し、又は解雇にされた日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 退職し、又は解雇にされた日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、機構の公共上の見地から行う事務及び事業に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、理事長が別に定める期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
  - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
  - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった 行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
  - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件 に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日 から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に 基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止 処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が 別に定める。

#### (勤勉手当)

第30条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価(国立研究開発法人水産研究・教育機構人事評価実施規程(22水研本第20930010号)第11条第3項に規定する業績評価をいう。)の結果及び基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務の状況

(国立研究開発法人水産研究・教育機構研究職員業績評価実施規程(15水研第869号)に規定する研究職員業績評価、国立研究開発法人水産研究・教育機構研究管理職員業績評価実施規程(17水研本第921号)に規定する研究管理職員業績評価又は国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校教育職員教育研究業績評価実施規程(28水機本第80401018号)に規定する教育職員業績評価(以下「研究業績評価」という。)が実施される職員にあっては、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務の状況及び基準日の属する事業年度(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第36条第1項に規定する事業年度をいう。)の前事業年度分の研究業績評価の結果)に応じて、それぞれ6月30日及び12月10日(これらの日が職員就業規則第43条に規定する休日に当たるときは、その直前の当該休日以外の日。以下この条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は解雇にされた職員(理事長が別に定める職員を除く。)についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の、その者の属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えないものとする。
  - (1) 前項の職員のうち定年前再雇用短時間勤務職員以外の職員 当該職員 の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職をし、又は解 雇された職員にあっては退職をし、又は解雇された日現在。次項において 同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当 及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5 (特定管理職員にあっては100分の122.5)を乗じて得た額の総額
  - (2) 前項の職員のうち定年前再雇用短時間勤務職員 当該定年前再雇用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75(特定管理職員にあっては100分の58.75)を乗じて得た額の総額
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受ける べき俸給の月額(育児短時間勤務職員にあっては、俸給の月額を算出率で除し て得た額)及びこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とす る。
- 4 第27条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この 場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第30条第3項」と読み 替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第28条中「前条第1項」とあるのは「第30条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第30条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する支給日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。

(期末特別手当)

- 第31条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する指定職員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日(これらの日が職員就業規則第43条に規定する休日に当たるときは、その直前の当該休日以外の日。以下この条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は解雇にされた指定職員(第35条第7項の規定の適用を受ける指定職員及び理事長が別に定める指定職員を除く。)についても同様とする。
- 2 期末特別手当の額は、期末特別手当基礎額に100分の165を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額(当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じ理事長が別に定める基準に従って定める額を減じて得た額)とする。
  - (1) 6箇月 100分の100
  - (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
  - (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
  - (4) 3箇月未満 100分の30
- 3 前項の理事長が別に定める基準に従って定める額は、期末特別手当の支給を受ける指定職員が同項に規定する在職期間において職員就業規則第81条又は第82条の規定による懲戒処分を受けた場合を除き、次項に規定するそれぞれの月額の合計額に100分の20を乗じて得た額に期末特別手当を支給する月に応ずる前項に規定する割合を乗じて得た額にその者の同項に規定する在職期間に応ずる同項各号に定める割合を乗じて得た額を超えるものであってはならない。
- 4 第2項の期末特別手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は解雇にされた指定職員にあっては、退職し、又は解雇にされた日現在)において指定職員が受けるべき俸給月額及びこれに対する地域手当、広域異動手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額(理事長が別に定める指定職員以外の指定職員にあっては、その額に俸給月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額)を加算した額とする。
- 5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める
- 6 第28条及び第29条の規定は、第1項の規定による期末特別手当の支給について準用する。この場合において、第28条中「前条第1項」とあるのは「第31条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第31条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは、「支給日(同項に規定する支給日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。

(寒冷地手当)

第32条 職員のうち、毎年11月から翌年3月までの各月の初日(以下この条

において「基準日」という。)において、次に掲げる職員のいずれかに該当する職員(以下この条において「支給対象職員」という。)に対しては、寒冷地手当を支給する。

- (1) 別表第8に掲げる地域に所在する事務所に在勤する職員
- (2) 別表第8に掲げる地域以外の地域に所在する事務所のうちその所在する地域の寒冷及び積雪の度を考慮して同表に掲げる地域に所在する事務所との権衡上必要があると認められる事務所として理事長が別に定めるものに在勤する職員であって、寒冷及び積雪の度を考慮して理事長が別に定める区域に居住するもの
- 2 支給対象職員の寒冷地手当の額は、次の表に掲げる地域の区分及び基準日 における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

地域の	世	帯 等 の 区 分		
区分	世帯主である職員		その他の職員	
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員		
1 級地	26,380円	14,580円	10,340円	
2級地	23,360円	13,060円	8,800円	
3級地	22,540円	12,860円	8,600円	
4級地	17,800円	10,200円	7,360円	

- 備考 「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であって別表第8 に掲げる地域又は理事長が別に定める地域に居住する扶養親族がないもののうち、第17条第1項の規定による単身赴任手当を支給されるもの(理事長が別に定めるものに限る。)及びこれに準ずるものとして理事長が別に定めるものを含まないものとする。
- 3 第1項第2号に係る支給対象職員の寒冷地手当の額は、基準日における前項の表に掲げる職員の世帯等の区分に応じ、同表4級地の項に掲げる額とする。
- 4 理事長が別に定める職員のいずれかに該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、前2項の規定にかかわらず、理事長が別に定める額とする。
- 5 支給対象職員が、理事長が別に定める場合に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、前3項の規定にかかわらず、第2項又は第3項の規定による額を超えない範囲内で、理事長が別に定める額とする。
- 6 第2項の表に掲げる地域の区分は、別表第8のとおりとする。
- 7 前各項に規定するもののほか、寒冷地手当の支給日、支給方法その他の支給 に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(特定の職員についての適用除外)

- 第33条 第10条から第12条まで、第15条、第18条、第23条、第27 条及び第30条の規定は、指定職員には適用しない。
- 2 第12条、第13条、第14条第3項及び第4項、第19条、第20条、第 31条並びに第32条の規定は、定年前再雇用短時間勤務職員には適用しない。

(俸給の特別調整額、扶養手当等の支給方法)

第34条 俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、 単身赴任手当、特地勤務手当(第20条の規定による手当を含む。)、特殊勤 務手当、超過勤務手当、夜勤手当の支給方法に関し必要な事項は、理事長が別 に定める。

### (休職者の給与)

- 第35条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、職員就業規則第56条第1項又は海上就業規則第36条第1項の規定により病気休暇を取得したときは、その病気休暇の期間中、給与の全額からその者に支給される労働者災害補償保険法第14条の規定による休業補償給付の額及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則(昭和49年労働省令第30号)第3条の規定による休業特別支給金の額の合計額(以下「休業補償給付等の額」という。)を差し引いた額の給与を支給する。
- 2 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、職員就業規則第17条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、その者が休職にされていなかったとしたならば支給される給与の全額からその者に支給される休業補償給付等の額を差し引いた額の給与を支給する。
- 3 職員が結核性疾患にかかり職員就業規則第17条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当、期末特別手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 職員が前2項以外の心身の故障により職員就業規則第17条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当、期末特別手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 5 職員が職員就業規則第17条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職に されたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異 動手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができ る。

- 6 職員が職員就業規則第17条第1項第3号から第6号までに掲げる事由のいずれかに該当して休職にされたときは、その休職の期間中、理事長が別に定めるところにより、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当、期末特別手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。
- 7 第3項、第4項又は前項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第27条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は解雇にされたときは、同項に定める支給日に、当該各項の例による額の期末手当又は期末特別手当を支給することができる。ただし、理事長が別に定める職員については、この限りでない。
- 8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当又は期末特別手当の支給については、第28条及び第29条の規定を準用する。この場合において、第28条中「前条第1項」とあるのは「第35条第7項」と読み替えるものとする。

## (育児休業等職員の給与)

- 第36条 第27条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業(職員就業規則第63条第1項に規定する育児休業をいう。以下同じ。)をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、同規則第63条第5項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。
- 2 第30条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員の うち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、職 員就業規則第63条第5項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当 を支給する。
- 3 育児休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 4 職員就業規則第64条の3第4項の「別に定める勤務1時間当たりの給与額」とは、第26条の規定による勤務1時間当たりの給与額とする。
- 5 前各項に定めるほか、必要な事項は理事長が別に定める。

### (介護休業等職員の給与)

- 第37条 第27条第1項に規定するそれぞれの基準日に介護休業 (職員就業規則第66条第1項に規定する介護休業をいう。以下同じ。)をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、同規則第66条第5項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。
- 2 第30条第1項に規定するそれぞれの基準日に介護休業をしている職員の うち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、職 員就業規則第66条第5項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当 を支給する。

- 3 介護休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 4 職員就業規則第67条第3項の「別に定める勤務1時間当たりの給与額」とは、第26条の規定による勤務1時間当たりの給与額とする。
- 5 前各項に定めるほか、必要な事項は理事長が別に定める。

(在籍派遣職員の給与)

第38条 職員就業規則第20条第1項又は第2項の規定により派遣にされている職員及び同規則第21条第1項の規定により在籍型出向にされている職員の給与の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(自己啓発等休業をした職員の職務復帰後における給与の調整)

第39条 自己啓発等休業 (職員就業規則第68条の2第1項に規定する自己 啓発等休業をいう。)をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸 については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、理 事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(雑則)

第40条 この規程に定めるもののほか、職員の給与に関し必要な事項は、理事 長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則「平成13年11月30日付け13水研第959号]

この規程は、平成13年11月30日から施行し、改正後の独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程の規定は、平成13年4月1日から適用する。

附 則 [平成15年3月1日付け14水研第1139号] (施行期日等)

1 この規程は、平成15年3月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 ただし、第30条第1項から第3項まで、第34条第1項から第3項まで、及 び第44条第3項の改正規定は、平成15年4月1日から施行する。

(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額の切替え等)

2 施行日の前日において、別表第1から別表第4までの俸給表に定める職務 の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日におけ る俸給月額(以下次項において「新俸給月額」という。)は、次の式により算 出した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額

とその1号下位の号俸との差額

X

その者の施行日の前日における俸給月額(以下「旧俸給月額」という。)

施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号 俸の額

÷

施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸と その1号俸下位の号俸との差額

+

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額

3 前項の規定により新俸給月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の第7条第8項ただし書の規定の適用については、その者の旧俸給月額を受けていた期間(理事長が別に定める職員にあっては、別に定める期間)をその者の施行日における俸給月額を受ける期間に通算する。

(施行日前の異動者の号俸等の調整)

4 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれ に準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることと なる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等を したものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別 に定めるところにより、必要な調整を行うものとする。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

5 前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、この規程による改正前の独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)及びこれに基づく規則等の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成15年3月31日までの間における期末手当及び期末特別手当に関する読替規定)

6 施行日から平成15年3月31日までの間における第30条及び第34条 の適用については、第30条第2項及び第34条第2項中「100分の55」 とあるのは「100分の50」と、第30条第3項及び第34条第3項中「1 00分の30」とあるのは「100分の25」と読み替えるものとする。

(平成15年3月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置)

7 平成15年3月に支給する期末手当及び期末特別手当(以下「期末手当等」という。)の額は、前項の規定により読み替えられた第30条第2項(前項の規定により読み替えられた同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで、第34条第2項(前項の規定により読み替えられた同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで若しくは第43条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項又は第46条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額(以下「基準額」という。)から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額(同号に掲げる額

が第1号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額)とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

- (1) 施行日(期末手当等について第30条第1項後段、第34条第1項後段 又は第43条第6項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若し くは失職し、又は死亡した日。以下この号において「基準日」という。) まで引き続いて在職した期間で平成14年4月1日から施行日の前日ま でのもの(同月1日から基準日までの間において、職員が人事交流等によ り他の国家公務員等となり、引き続き当該他の国家公務員等として勤務 した後、引き続いて職員となり、基準日まで引き続き在職した場合におけ る当該他の国家公務員等となる前の職員として引き続き在職した期間を 含む。以下「継続在職期間」という。)について支給される給与のうち、 俸給及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとな る給与(以下「俸給等」という。)の額の合計額
- (2) 継続在職期間について、この規程による改正後の職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)による俸給月額(継続在職期間において理事長が別に定める俸給月額を受けていた期間がある職員にあっては、当該期間について、理事長が別に定める額)及び改正後の職員給与規程による扶養手当の額により算定した場合の俸給等の額の合計額

(平成15年6月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する経過措置)

8 平成15年6月に支給する期末手当等に関する改正後の職員給与規程第30条第2項及び第34条第2項の規定の適用については、これらの規定中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」と、同規程第30条第2項第1号及び第34条第2項第1号中「6箇月」とあるのは「3箇月」と、同規程第30条第2項第2号及び第34条第2項第2号中「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月15日以上3箇月未満」と、同規程第30条第2項第3号及び第34条第2項第3号中「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とあるのは「1箇月15日未満」とあるのは「1箇月15日未満」とする。

(育児休業をしている職員の経過措置)

9 平成15年6月1日に育児休業をしている職員の同日に係る期末手当等に 関する改正後の職員給与規程第44条第3項の規定の適用については、これ らの規定中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」とする。

附 則 [平成15年4月1日付け14水研第1265号] この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 [平成15年10月1日付け15水研第1086号] (施行期日)

1 この規程は、平成15年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日の前日において海洋水産資源開発センター及び社団法人日本栽培漁業協会の職員(常時勤務に服することを要しない者を除く。)であった者のうち、施行日において引き続き独立行政法人水産総合研究センターの職員となった者の給与に係る経過措置等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [平成15年11月1日付け15水研第1410号] (施行期日等)

1 この規程は、平成15年11月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第15条、第17条、第30条、第34条の改正部分及び附則第8項の規定は、平成16年4月1日から施行する。

(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額の切替え等)

2 施行日の前日において、別表第1から別表第4までの俸給表に定める職務 の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日におけ る俸給月額(以下次項において「新俸給月額」という。)は、次の式により算 出した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額 とその1号下位の号俸との差額

X

その者の施行日の前日における俸給月額(以下「旧俸給月額」という。)

施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号 俸の額

÷

施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸とその1号俸下位の号俸との差額

+

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額

3 前項の規定により新俸給月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の第7条第8項ただし書の規定の適用については、その者の旧俸給月額を受けていた期間(理事長が別に定める職員にあっては、別に定める期間)をその者の施行日における俸給月額を受ける期間に通算する。

(施行日前の異動者の号俸等の調整)

4 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれ に準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることと なる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等を したものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別 に定めるところにより、必要な調整を行うものとする。 (職員が受けていた号俸等の基礎)

5 前三項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が 受けていた号俸又は俸給月額は、この規程による改正前の独立行政法人水産 総合研究センター職員給与規程及びこれに基づく規則等の規定に従って定め られたものでなければならない。

(平成16年3月31日までの間における期末手当及び期末特別手当に関する読替規定)

- 6 施行日から平成16年3月31日までの間における第30条及び第34条の規定の適用については、第30条第2項中「100分の170」とあるのは「100分の145」と、同項及び同条第3項中「100分の150」とあるのは「100分の125」と、同条第3項中「「100分の170」とあるのは「100分の90」と、」とあるのは「100分の145とあり、及び」と、「100分の150」とあるのは「100分の125」と、「100分の80」とあるのは「100分の65」と、第34条第2項及び第3項中「100分の180」とあるのは「100分の160」と、第34条第3項中「100分の95」とあるのは「100分の85」と読み替えるものとする。
- (平成15年12月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置) 7 平成15年12月に支給する期末手当又は期末特別手当(以下この項において「期末手当等」という。)の額は、前項の規定により読み替えられた第30条第2項及び第4項から第6項まで、第34条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで若しくは第43条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項又は国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和45年法律第117号)第5条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(理事長が別に定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。
  - (1) 平成15年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者(同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを除く。)にあっては、新たに職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日))において職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当(第18条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。)及び特地勤務手当(第21条の規定による手当を含む。)の月額の合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額
  - (2) 平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末

特別手当の額に100分の1.07を乗じて得た額 (調整手当に関する経過措置)

- 8 平成16年4月1日におけるこの規程の施行の際現にこの規程による改正前の独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程第15条第4項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る調整手当の支給に関するこの規程による改正後の同項の規定の適用については、同項中「場合(これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が別に定める場合に限る。)」とあるのは「場合」と、「いい、理事長が別に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で理事長が別に定める割合とする」とあるのは「いう」と、「から2年を経過する」とあるのは「から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、同項中「当該異動等の日から1年を経過する」とあり、及び同項第1号中「同日以後1年を経過する日」とあるのは「平成17年3月31日」と、同項第2号中「2年を経過する日」とあるのは「3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」とする。
  - (その他)
- 9 第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [平成16年11月1日付け16水研本第1281号] (施行期日)

- 1 この規程は、平成16年11月1日から施行する。 (寒冷地手当に関する経過措置)
- 2 この規程による改正後の独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程 (以下「改正後の職員給与規程」という。)第35条第1項に規定する基準日 (以下「基準日」という。)において平成16年10月29日(以下「旧基準 日」という。)から引き続き旧寒冷地(この規程による改正前の独立行政法人 水産総合研究センター職員給与規程第35条に規定する寒冷地をいう。以下 同じ。)に在勤する職員(再任用職員(改正後の職員給与規程第7条第11項 に規定する再任用職員をいう。)を除く。以下「経過措置対象職員」という。) に対しては、同規程第35条の規定にかかわらず、理事長が別に定めるところ により算定した額の寒冷地手当を支給する。
- 3 前項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者(以下この項において「支給対象職員」という。)との権衡上必要があると認められるときは、基準日において支給対象職員以外の経過措置対象職員である者に対しては、改正後の職員給与規程第35条の規定にかかわらず、前項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。
- 4 他の国家公務員等(改正後の職員給与規程第15条第5項に規定する一般職給与法適用職員等をいう。)であった者が、旧基準日の翌日以降に引き続き同規程の適用を受ける職員となり、旧寒冷地に在勤することとなった場合に

おいて、任用の事情、旧基準日から当該在勤することとなった日の前日までの間における勤務地等を考慮して前2項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者との権衡上必要と認められるときは、基準日において当該職員である者に対しては、同規程第35条の規定にかかわらず、前2項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

5 前3項に定めるもののほか、寒冷地手当に関する経過措置及びその他の取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(勤務1時間当たりの給与額の算出に関する経過措置)

6 附則第2項から第4項までの規定により寒冷地手当を支給される職員に対する改正後の職員給与規程第28条の規定の適用については、同条第2号中「第35条第2項」とあるのは「独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程の一部を改正する規程(16水研本第1281号)附則第2項から第4項まで」と読み替えるものとする。

附 則 [平成17年12月1日付け17水研本第1459号] (施行期日)

1 この規程は、平成17年12月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え等)

2 施行日の前日において、職員給与規程別表第1から第4までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額(以下「新俸給月額」という。)は、次の式により算定した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸とその1号俸下位の号俸

その者の施行日の前日における俸給 施行日の前日におけるその者の属す 月額(以下「旧俸給月額」とい る職務の級における最高の号俸額

との差額 X -

施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸とその1号 俸下位の号俸との差額

- 十 施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額
- 3 前項の規定により新俸給月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の職員給与規程第7条第8項ただし書の規定の適用については、その者の旧俸給月額を受けていた期間(理事長が別に定める職員にあっては、別に定める期間)をその者の新俸給月額を受ける期間に通算する。

(施行日前の異動者の号俸等の調整)

4 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれ に準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることと なる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等を したものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別 に定めるところにより、必要な調整を行うものとする。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

- 5 前3項の規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、この規程による改正前の職員給与規程及びこれに基づく規則等の規定に従って定められたものでなければならない。
- (平成17年12月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置)6 平成17年12月に支給する期末手当又は期末特別手当(以下「期末手当等」という。)の額は、この規程による改正後の職員給与規程第30条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで、第34条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第4項及び第5項若しくは第43条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項又は第46条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額(以下「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(理事長が別に定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。
  - (1) 平成17年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者(同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを除く。)にあっては、その新たに職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日))において職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、調整手当、住居手当、単身赴任手当(職員給与規程第18条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。)及び特地勤務手当(職員給与規程第21条の規定による手当を含む。)の月額の合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額
  - (2) 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末 特別手当の額に100分の0.36を乗じて得た額 (その他)
- 7 第2項から前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、 理事長が別に定める。

附 則 [平成18年4月1日付け17水研本第1971号]

- 1 この規程は、平成18年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 (特定の職務の級の切替え)
- 2 施行日の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。) が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の施行日における職

務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、理事長が別に定めるところによりそのいずれかの職務の級とする。

(号俸の切替え)

- 3 施行日の前日においてこの規程による改正前の職員給与規程(以下「改正前の職員給与規程」という。)別表第1から別表第4までの俸給表の適用を受けていた職員の施行日における号俸(以下「新号俸」という。)は、次項及び附則第5項に規定する職員を除き、旧級、施行日の前日においてその者が受けていた号俸(以下「旧号俸」という。)及びその者が旧号俸を受けていた期間(理事長が別に定める職員にあっては、理事長の定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第2に定める号俸とする。
- 4 附則第2項後段の規定により新級を決定される職員(次項に規定する職員 を除く。)の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて附則別表第3に定 める号俸とする。
- 5 施行日の前日において改正前の職員給与規程別表第1から別表第4までの 俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給の月額を受けてい た職員の施行日における号俸又は俸給の月額は、理事長が別に定めるところ により決定される号俸又は俸給の月額とする。

(施行日前の異動者の号俸の調整)

6 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれ に準ずる職員の新号俸については、その者が施行日において職務の級を異に する異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度におい て、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うものとする。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

7 附則第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給の月額は、改正前の職員給与規程及びこれらに基づく規則等の規定に従って定められたものでなければならない。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

8 施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給の月額が同日において受けていた俸給の月額(独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程の一部を改正する規程(平成21年12月1日付け21水研本第11130009号。)附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員(この項において単に「減額改定対象職員」という。)にあっては、当該俸給月額に100分の99.1を、減額改定対象職員以外の職員にあっては当該俸給月額に100分の99.34を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(理事長が別に定める職員を除く。)には、平成26年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額(独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程の一部を改正する規程(平成22年12月1日付け22水研本第21130002号。以下「平成22年改正規程」という。)附則第3項の表の俸

給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が平成22 年改正規程附則第3項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の四月一日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を俸給として支給する。

- 9 施行日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 10 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、 任用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡 上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところ により、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 1 1 前 3 項の規定による俸給を支給される職員に関する改正後の職員給与規程の規定の適用に当たっては、次に掲げる俸給の月額には、前 3 項の規定により支給される俸給を含めるものとする。
  - (1) 改正後の職員給与規程第11条第1項、第14条第2項から第4項まで、第20条第2項、第21条、第27条第4項及び第5項(第30条第4項において準用する場合を含む。)、第30条第3項、第31条第4項に規定する俸給の月額
  - (2) 改正後の職員給与規程第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額等を算出する場合における同条中に規定する俸給の月額
  - (3) 改正後の職員給与規程第22条の規定による給与の半減、第35条に 規定する休職者等の給与、第36条第1項及び第2項に規定する育児休 業職員の給与の額及び第38条に規定する在籍派遣職員の給与を算定す る場合におけるその算定の基礎となる俸給の月額

(平成22年3月31日までの間における職員給与規程の適用に関する特例) 12 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる改正後の

職員給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第7条第6項	4 号俸	3 号俸
	3 号俸	2 号俸
第7条第7項	4 号俸	3 号俸
	3 号俸	2 号俸
	2 号俸	1 号俸
第14条第2項	100分の12	100分の12を超えない範囲
第1号		で理事長が別に定める割合
第14条第2項	100分の6	100分の6を超えない範囲で

第3号		理事長が別に定める割合
第14条第2項	100分の3	100分の3を超えない範囲で
第 4 号		理事長が別に定める割合

(地域手当に関する経過措置)

13 この規程の施行の際現に改正前の職員給与規程第15条第4項又は第5項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給及び施行日の前日において同条第1項の規定の適用を受けている職員が施行日にその在勤する地域を異にして異動した場合又は施行日の前日において勤務地等(同条第4項に規定する「勤務地等」をいう。)に在勤していた一般職給与法適用職員等(同項に規定する「一般職給与法適用職員等」をいう。)が施行日において職員となった場合における当該職員に対する当該異動等に係る地域手当の支給に関する改正後の職員給与規程第14条第3項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

• • • • • • • •	
支給事務所に在勤する	独立行政法人水産総合研究センター給与規程の
	一部を改正する規程(17水研本第1971号)
	による改正前の独立行政法人水産総合研究セン
	ター職員給与規程(13水研第51号)(以下「改
	正前の職員給与規程」という。)第15条第1項
	に定める理事長が別に定める地域(以下「旧支給
	地域」という。)に在勤する
在勤していた支給事務所	在勤していた旧支給地域に係る調整手当の支給
に係る地域手当の支給割	割合(改正前の職員給与規程第15条第2項各号
合(理事長が	に定める割合をいい、理事長が

(派遣職員に関する経過措置)

14 職員就業規則附則第5項の規定により同規則第20条の規定により派遣されている職員となったものとされた者の施行日以後の給与については、改正前の職員給与規程第46条の規定により決定されたその者の給与の支給割合(以下この項において「改正前の規定による給与の支給割合」という。)が変更される場合を除き、当該改正前の規程による給与の支給割合を改正後の職員給与規程第38条の規定に基づき決定された給与の支給割合とみなして支給するものとする。

(その他)

15 第2項から前項に定めるもののほか、俸給の切替その他給与に関する経 過措置に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [平成19年4月1日付け18水研本第1769号] (施行期日)

1 この規程は、平成19年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 (俸給表の廃止に伴う特例) 2 施行日の前日において改正前の職員給与規程別表第2又は別表第4の俸給表の適用を受けていた職員の施行日において適用される俸給表、号俸又は俸給の月額は、理事長が別に定めるところにより決定される俸給表、号俸又は俸給の月額とする。

(平成23年3月31日までの間における俸給の特別調整額に関する経過措置)

3 独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程の一部を改正する規程 (17水研本第1971号) 附則第8項から第10項の規定による俸給を支給される職員のうちその者の受ける俸給月額と当該俸給の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える職員についてのこの規程による改正後の独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)第11条第2項の規定の適用については、平成23年3月31日までの間は、同項の規定中「職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額」とあるのは、「職員の俸給月額と独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程の一部を改正する規程(17水研本第1971号) 附則第8項から第10項の規定による俸給の額との合計額」とする。

(平成20年3月31日までの間における広域異動手当の支給割合の特例)

4 平成20年3月31日までの間においては、改正後の職員給与規程第14条の2第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

(広域異動手当に関する経過措置)

- 5 改正後の職員給与規程第14条の2の規定は、平成16年4月2日からこの規程の施行の日の前日までの間に職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合についても適用する。この場合において、同条第1項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動等の日以後」とする。 (その他)
- 6 第2項から前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、 理事長が別に定める。

附 則 [平成19年10月1日付け19水研本第1057号] (施行期日)

- 1 この規程は、平成19年10月1日から施行する。 (育児休業をした職員の職務復帰後における給与の調整に関する経過措置)
- 2 この規程による改正後の独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程 第36条第3項の規定は、育児休業をした職員がこの規程の施行の日以後に 職務に復帰した場合における給与の調整について適用し、育児休業をした職 員が同日前に職務に復帰した場合における給与の調整については、なお従前 の例による。

(その他)

3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別 に定める。

附 則 [平成19年12月1日付け19水研本第1271号] (施行期日等)

- 1 この規程は、平成19年12月1日から施行する。
- 2 この規程(独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)第30条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。)による改正後の職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)の規定は、平成19年4月1日から適用する。

(平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号俸)

3 平成19年4月1日からこの規程の施行の日(次項において「施行日」という。)の前日までの間において、この規程による改正前の職員給与規程(以下「改正前の職員給与規程」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員のうち、理事長が別に定める職員の、改正後の職員給与規程の規定による当該適用又は異動の日における号俸は、理事長が別に定めるところによる。

(施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号俸の調整)

4 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の職員給与規程の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号俸については、当該適用又は異動について、まず改正前の職員給与規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の職員給与規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

5 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の職員給 与規程に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給 与の内払とみなす。

(その他)

6 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が 別に定める。

附 則 [平成20年4月1日付け19水研本第1628号] この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 [平成21年4月1日付け20水研本第1642号] この規程は、平成21年4月1日から施行する。 附 則 [平成21年5月29日付け21水研本第10529012号] (施行期日)

- 1 この規程は、平成21年5月29日から施行する。 (平成21年6月に支給する期末手当等に関する特例措置)
- 2 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第27条第2項及び第30条第2項の規定の適用については、第27条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、第30条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」とする。

附 則 [平成21年12月1日付け21水研本第11130009号] (施行期日)

1 この規程は、平成21年12月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(平成21年12月に支給する期末手当等に関する特例措置)

- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、この規定による改正後の職員給与規程第27条第2項から第6項まで、若しくは第35条第1項から第4項まで、第6項若しくは第7項又は第38条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
  - (1) 平成21年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員以 外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸 がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであ るものからこれらの職員以外の職員(以下「減額改定対象職員」という。) となった者(同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情 を考慮して理事長が別に定めるものを除く。) にあっては、その減額改定 対象職員となった日(当該日が2以上ある時は、当該日のうち理事長が別 に定める日))において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別 調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当(職 員給与規程第17条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。)及 び特地勤務手当(職員給与規程第20条の規定による手当を含む。)の月 額の合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属 する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日までの期間において、 在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以 外の職員であった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあ っては、当該月数から当該機関を考慮して理事長が別に定める月数を減 じた月数)を乗じて得た額

俸給表 職務の級	号俸
----------	----

一般職員	1 級	1 号俸から 5 6 号俸まで
	2 級	1号俸から24号俸まで
	3 級	1号俸から8号俸まで
技術職員	1 級	1 号俸から 5 6 号俸まで
	2 級	1号俸から24号俸まで
	3 級	1号俸から8号俸まで
船舶職員(一)	1 級	1 号俸から 5 2 号俸まで
	2 級	1号俸から32号俸まで
	3 級	1号俸から8号俸まで
船舶職員(二)	1 級	1 号俸から 6 4 号俸まで
	2 級	1号俸から44号俸まで
研究開発職員	1 級	1 号俸から 5 6 号俸まで
	2 級	1号俸から32号俸まで

- (2) 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者(任用の事情を考慮して理事長が別に定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額(その他)
- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別 に定める。

附 則 [平成22年4月1日付け21水研本第20331019号] この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 [平成22年12月1日付け22水研本第21130002号] (施行期日)

1 この規程は、平成22年12月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(平成22年12月に支給する期末手当等に関する特例措置)

- 2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の職員給与規程第27条第2項から第6項まで、若しくは第35条第1項から第4項まで、第6項若しくは第7項又は第38条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
  - (1) 平成22年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員(以下「減額改定対象職員」という。)となった者(同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを除く。)にあっては、その減額改定

対象職員となった日(当該日が2以上ある時は、当該日のうち理事長が別に定める日))において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、単身赴任手当(職員給与規程第17条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。)及び特地勤務手当(職員給与規程第20条の規定による手当を含む。)の月額の合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
一般職員	1級	1号俸から93号俸まで
	2 級	1号俸から64号俸まで
	3 級	1号俸から48号俸まで
	4 級	1号俸から32号俸まで
	5 級	1号俸から24号俸まで
	6 級	1号俸から16号俸まで
	7級	1号俸から4号俸まで
技術職員	1 級	1 号俸から93号俸まで
	2 級	1 号俸から 6 4 号俸まで
	3 級	1 号俸から 4 8 号俸まで
	4 級	1号俸から32号俸まで
	5 級	1 号俸から 2 4 号俸まで
	6 級	1号俸から16号俸まで
	7 級	1号俸から4号俸まで
船舶職員(一)	1 級	1 号俸から 6 9 号俸まで
	2 級	1 号俸から 6 9 号俸まで
	3 級	1 号俸から 5 6 号俸まで
	4 級	1号俸から40号俸まで
	5 級	1号俸から28号俸まで
	6 級	1号俸から12号俸まで
船舶職員 (二)	1 級	1 号俸から 8 5 号俸まで
	2 級	1 号俸から 8 4 号俸まで
	3 級	1号俸から72号俸まで
	4 級	1号俸から60号俸まで
	5 級	1号俸から48号俸まで
	6 級	1号俸から32号俸まで
研究開発職員	1 級	1号俸から96号俸まで
	2 級	1号俸から72号俸まで

3 級	1号俸から40号俸まで
4 級	1 号俸から 2 4 号俸まで
5 級	1号俸から4号俸まで

- (2) 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者(任用の事情を考慮して理事長が別に定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額
  - (55歳を超える職員の俸給の減額支給等の措置)
- 3 平成30年3月31日までの間、職員(次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける者のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
  - (1) 俸給月額 当該特定職員の俸給月額(当該特定職員が第22条の規定 の適用を受ける者である場合にあっては、同条本文の規定により半額を 減ぜられた俸給月額。以下同じ)に100分の1.5を乗じて得た額(当 該特定職員の俸給月額の100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定 職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額(当該特定職員が 同条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の 俸給月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。)に達しな い場合(以下この項から第5項までにおいて「最低号俸に達しない場合」 という。)にあっては、当該特定職員の俸給月額から当該特定職員の属す る職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額(以下この項及び 次項において「俸給月額減額基礎額」という。))
  - (2) 地域手当 当該特定職員の俸給月額に対する地域手当の月額に100 分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月 額減額基礎額に対する地域手当の月額)
  - (3) 広域異動手当 当該特定職員の俸給月額に対する広域異動手当の月額 に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあって は、俸給月額減額基礎額に対する広域異動手当の月額)
  - (4) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(第27条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を越えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額(同項に規定する理事長が別に定める管理又は監督の地位にある職員(以下この号において「管理監督職員」という。)にあっては、その額に、俸給月額に同項に規定する100分の25を越えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係

る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(同条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を越えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額(管理監督職員にあっては、その額に、俸給月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を越えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)

- (5) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべ き俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計 額(第30条第4項において準用する第27条第5項の規定の適用を受 ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100 分の20を越えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額 (同項に規定する理事長が別に定める管理又は監督の地位にある職員 (以下この号において「管理監督職員」という。)にあっては、その額に、 俸給月額に同項に規定する100分の25を越えない範囲内で理事長が 別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。附則第5項 において「勤勉手当減額対象額」という。) に、当該特定職員に支給され る勤勉手当に係る第30条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に 100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減 額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額 (同条第4項において準用する第27条第5項の規定の適用を受ける職 員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の2 0を越えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額(管理監 督職員にあっては、その額に、俸給月額減額基礎額に同項に規定する10 0分の25を越えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額 を加算した額)を加算した額。附則第5項において「勤勉手当減額基礎 額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第30条第 2項前段に規定する割合を乗じて得た額)
- (6) 第35条第1項から第7項までの規定により支給される給与 当該特 定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める 額
  - ア 第35条第1項又は第2項 前各号に定める額から当該特定職員に支 給される休業補償給付等の額を差し引いた額
  - イ 第35条第3項又は第4項 第1号から第4号までに定める額に10

0分の80を乗じて得た額

- ウ 第35条第5項 第1号から第3号までに定める額に、同項の規定に より当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- エ 第35条第6項 第1号から第4号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- オ 第35条第7項 第4号に定める額に100分の80を乗じて得た額 (同条第6項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に 定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を 乗じて得た額)

俸	給	表	職	務	Ø	級
一般職員			6 級			
技術職員			6級			
船舶職員(	(-)		6級			
研究開発職	員		5 級			
教育職員			4 級			

- 4 前項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第21条、第23条及び第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第26条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の月額の合計額を同条に規定する別に定める1月あたりの勤務時間数で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の月額の合計額を、同条に規定する別に定める1月当たりの勤務時間数で除して得た額)に相当する額を減じた額とする。
- 5 附則第3項の規定が適用される間、第30条第2項後段に定める額は、同項の規程にかかわらず、同項の規定により算出した額から、附則第3項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に、6月に支給する場合には100分の1.275 (特定管理職員にあっては、100分の1.575)、12月に支給する場合には100分の1.425 (特定管理職員にあっては100分の1.725)を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合には、勤勉手当減額基礎額に、6月に支給するときは100分の85 (特定管理職員にあっては、100分の105)、12月に支給するときは100分の95 (特定管理職員にあっては、100分の115)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)

6 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する附則第3項の規定の 適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の 4月1日」とあるのは「独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程の一 部を改正する規程(22水研本第21130002号)の施行日」と、「55歳に達 した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。 (育児短時間勤務職員に関する読替え)

- 7 育児短時間勤務職員に対する附則第3項第1号、第4号及び第5号の規定に適用については、同項第1号中「号俸の俸給月額(」とあるのは「号俸の俸給月額に算出率を乗じて得た額(」と、「当該最低の号俸の俸給月額」とあるのは「当該額」と、「を減じた額(」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額(」と、同項第4号及び第5号中「俸給月額並びに」とあるのは「俸給月額を算出率で除して得た額並びに」と、「俸給月額に」とあるのは「俸給月額を算出率で除して得た額に」と、「俸給月額減額基礎額」とあるのは「俸給月額減額基礎額を算出率で除して得た額」とする。
- 8 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [平成23年1月1日付け22水研本第21228004号] この規程は、平成23年1月1日から施行する。

附 則 [平成23年4月1日付け22水研本第30331014号] (施行期日)

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。 (平成23年4月1日における号俸の調整)
- 2 平成23年4月1日において43歳に満たない職員(同日において、その職務の級における最高の号俸を受けるものを除く。)のうち、平成22年1月1日において第7条第5項の規定により昇給した職員(同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して理事長が別に定める職員を除く。)その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。
- 3 職員就業規則第64条に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定 の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者 の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、職員就業規則第65条の規定により読 み替えられた職員就業規則第40条第1項ただし書の規定により定められた その者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得 た額とする」とする。

附 則 [平成23年6月1日付け23水研本第30531010号] (施行期日)

- 1 この規程は、平成23年6月1日から施行する。
  - (経過措置)

(その他)

2 この規程の施行の日前から引き続き結核性疾患による病気休暇又は就業禁止の措置により勤務しない職員に対する改正後の第22条第1項の適用につ

いては、同項中「負傷(業務上の負傷及び通勤(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第7条第1項第2号に規定する通勤をいう。以下同じ。)による負傷を除く。)若しくは疾病(業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。)」とあるのは「平成23年6月1日前から結核性疾患」と、「90日」とあるのは「1年」とする。

附 則 [平成23年10月1日付け23水研本第30929008号] (施行期日)

1 この規程は、平成23年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(昇給に関する経過措置)

- 2 この規程による改正後の職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。) 第7条第5項の規定による昇給については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号のとおり取り扱うものとする。
  - (1) 次号に掲げる職員以外の職員 施行日以後1年間において行われる改正後の職員給与規程第7条第5項の規定による昇給については、同項中「日以前1年間」とあるのは「期間」と、「同日の」とあるのは「当該期間の末日の」とする。
  - (2) 研究業績評価が実施される職員 当分の間、改正後の職員給与規程第 7条第5項の規定による昇給については、同項中「日以前1年間」とある のは「期間」と、「同日の」とあるのは「当該期間の末日の」とする。

(勤勉手当に関する経過措置)

3 平成23年12月1日を基準日とする勤勉手当における改正後の職員給与 規程第30条第1項の規定の適用については、「直近の人事評価」とあるの は、「人事評価又はその他の能力の実証」とする。

附 則 [平成24年5月1日付け24水研本第40426016号] (施行期日)

- 1 この規程は、平成24年5月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 (平成26年3月31日までの給与の特例措置)
- 2 この規程の施行日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)においては、職員に対する俸給月額(この規程による改正後の独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程の一部を改正する規程(平成18年4月1日付け17水研本第1971号。以下「平成18年改正規程」という。)附則第8項から第10項までの規定による俸給(以下「経過措置額」という。)を含み、当該職員が第22条第1項の適用を受ける者である場合にあっては、同条の規定により半額を減ぜられた俸給月額(経過措置額を含む。)をいう。以下同じ。)の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸給表	職務の級	割合
一般職員俸給表	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7級以上	100分の9.77
技術職員俸給表	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7級以上	100分の9.77
船舶職員俸給表(一)	2級以下	100分の4.77
	3級から5級まで	100分の7.77
	6級以上	100分の9.77
船舶職員俸給表(二)	3級以下	100分の4.77
	4級以上	100分の7.77
研究開発職員俸給表	2級以下	100分の4.77
	3級及び4級	100分の7.77
	5級以上	100分の9.77

- 3 特例期間においては、次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
  - (1) 俸給の特別調整額 当該職員の俸給の特別調整額の月額に100分の 10を乗じて得た額
  - (2) 地域手当 当該職員の俸給月額に対する地域手当の月額に当該職員の 支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の俸給の特別調整額に対する 地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額
  - (3) 広域異動手当 当該職員の俸給月額に対する広域異動手当の月額に当 該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の俸給の特別調整額 に対する広域異動手当の月額に100分の10を乗じて得た額
  - (4) 特地勤務手当 当該職員の俸給月額に対する特地勤務手当の月額に当 該職員の支給減額率を乗じて得た額
  - (5) 特地勤務手当に準ずる手当 当該職員の俸給月額に対する特地勤務手 当に準ずる手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額
  - (6) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に100分の9.77 を乗じて得た額
  - (7) 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に100分の9.77 を乗じて得た額
  - (8) 第35条第1項から第7項まで又は第38条の規定により支給される 給与 当該職員に適用される次のアからカまでに掲げる規定の区分に応 じ当該アからカまでに定める額
    - ア 第35条第1項又は第2項 前項及び前各号に定める額から休業補償 給付等の額を差し引いた額
    - イ 第35条第3項又は第4項 前項並びに第2号、第3号及び第6号に 定める額に100分の80を乗じて得た額
    - ウ 第35条第5項 前項並びに第2号及び第3号に定める額に、同条第 5項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
    - エ 第35条第6項 前項並びに第2号、第3号及び第6号に定める額に、

同条第6項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて 得た額

- オ 第35条第7項 第6号に定める額に100分の80を乗じて得た額 (同条第6項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に 定める額に、同項に規定により当該職員に支給される給与に係る割合を 乗じて得た額)
- カ 第38条 前項並びに第2号、第3号及び第6号に定める額に、同条の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

(勤務1時間当たりの給与額等の算出に関する特例措置)

- 4 特例期間においては、第21条、第23条、第24条、第36条又は第37条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第26条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の月額の合計額を、同条に規定する別に定める1月当たりの勤務時間数で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
  - (55歳を超える職員の俸給の減額支給等の措置の特例)
- 5 特例期間においては、独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程の 一部を改正する規程(平成22年12月1日付け22水研本第 21130002 号。 以下「平成22年改正規程」という。) 附則第3項の規定の適用を受ける職員 に対する第2項、第3項第2号、第3号及び第6号から第8号まで並びに前項 の規定の適用については、第2項中「俸給月額に、」とあるのは「俸給月額か ら平成22年改正規程附則第3項第1号に定める額に相当する額を減じた額 に、」と、第3項第2号中「俸給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「俸 給月額に対する地域手当の月額から平成22年改正規程附則第3項第2号に 定める額に相当する額を減じた額」と、同項第3号中「俸給月額に対する広域 異動手当の月額」とあるのは平成22年改正規程附則第3項第3号に定める 額に相当する額を減じた額」と、同項第6号中「期末手当の額」とあるのは「期 末手当の額から平成22年改正規程附則第3項第4号に定める額に相当する 額を減じた額」と、同項第7号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額 から平成22年改正規程附則第3項第5号に定める額に相当する額を減じた 額」と、同項第8号ア中「前項及び前各号」とあるのは「独立行政法人水産総 合研究センター職員給与規程の一部を改正する規程(平成24年5月1日付 け 2 4 水研本第 40426016 号。以下「平成 2 4 年改正規程」という。)附則第 5項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号イ、エ及びカ中 「前項並びに第2号、第3号及び第6号」とあるのは「平成24年改正規程附 則第5項の規定により読み替えられた前項並びに第2号、第3号及び第6号」 と、同号ウ中「前項並びに第2号及び第3号」とあるのは「平成24年改正規 程附則第5項の規定により読み替えられた前項並びに第2号及び第3号」と、 同号オ中「第6号」とあるのは「平成24年改正規程附則第5項の規定により 読み替えられた第6号」と、前項中「除して得た額に」とあるのは「除して得 た額から平成22年改正規程附則第4項の規定により給与額から減ずること

とされる額に相当する額を減じた額に」とする。

(平成24年5月1日、平成25年4月1日及び平成26年4月1日における号俸の調整)

- 6 平成18年改正規程附則第8項から第10項までの規定による俸給に関する状況を考慮して、平成24年4月1日において36歳に満たない職員(平成24年5月1日において、この規程による改正後の職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)第5条第1項に規定する俸給表の適用を受ける職員でその職務の級における最高の号俸を受ける者(以下「除外職員」という。)を除く。)のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第7条第5項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況(以下「調整考慮事項」という。)を考慮して調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員の平成24年5月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員にあっては、2号俸)上位の号俸とする。
- 7 平成25年4月1日において平成18年改正規程附則第8項から第10項までの規定による俸給に関する状況を考慮して理事長が別に定める年齢に満たない職員(同日において、除外職員である者を除く。)のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年5月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員にあっては、2号俸)上位の号俸とする。
- 8 平成26年4月1日において平成18年改正規程附則第8項から第10項までの規定による俸給に関する状況を考慮して理事長が別に定める年齢に満たない職員(同日において、除外職員である者を除く。)のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年5月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸(職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員にあっては、2号俸)上位の号俸とする。
- 9 職員就業規則第64条に規定する育児短時間勤務職員に対する前3項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、職員就業規則第65条の規定により読み替えられた同規則第40条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

(平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

10 平成24年6月に支給する期末手当の額は、第27条第2項から第6項

まで、第35条第1項から第4項まで及び第6項、第7項若しくは第38条又は平成22年改正規程附則第3項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額から第1号の適用を受ける場合にあっては同号に掲げる額に相当する額を減じ、第2号の適用を受ける場合にあっては同号に掲げる額に相当する額を加えた額とする。

(1) 平成23年4月1日(同月2日から施行日までの間に職員以外の者又 は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞ れ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの(平 成18年改正規程附則第8項から第10項までの規定の適用を受けない 職員に限る。) からこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額 改定対象職員」という。)となった者(同月1日に減額改定対象職員であ った者で任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを除く。) にあっ ては、その減額改定対象職員となった日(該当日が2以上あるときは、当 該日のうち理事長が別に定める日))において減額改定対象職員が受ける べき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居 手当、単身赴任手当(第17条第2項に規定する理事長が別に定める額を 除く。)及び特地勤務手当(第20条の規定による手当を含む。)の月額 (平成22年改正規程附則第3項の規定により給与が減ぜられて支給さ れる職員にあっては、同項の規定により減ぜられることとなる額を差し 引いた額)の合計額に100分の0.37を乗じて得た額(以下「基礎額」 という。)に、平成24年4月の1月分の月数(同年4月1日から施行日 の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかっ た期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が別 に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して

理事長が別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
一般職員俸給表	1級	1号俸から93号俸まで
	2 級	1 号俸から76号俸まで
	3 級	1 号俸から60号俸まで
	4 級	1 号俸から44号俸まで
	5 級	1 号俸から3 6 号俸まで
	6 級	1 号俸から28号俸まで
	7 級	1 号俸から16号俸まで
	8 級	1号俸から4号俸まで
技術職員俸給表	1 級	1号俸から93号俸まで
	2 級	1 号俸から76号俸まで
	3 級	1 号俸から 6 0 号俸まで
	4 級	1 号俸から4 4 号俸まで
	5 級	1 号俸から3 6 号俸まで
	6 級	1 号俸から 2 8 号俸まで
	7 級	1 号俸から16号俸まで
	8 級	1号俸から4号俸まで
船舶職員俸給表(一)	1 級	1 号俸から 6 9 号俸まで
	2 級	1 号俸から 6 9 号俸まで
	3 級	1 号俸から68号俸まで

	4 級	1 号俸から 5 2 号俸まで
	5 級	1 号俸から40号俸まで
	6 級	1号俸から24号俸まで
船舶職員俸給表(二)	1 級	1 号俸から8 5 号俸まで
	2 級	1号俸から97号俸まで
	3 級	1号俸から84号俸まで
	4 級	1号俸から72号俸まで
	5 級	1号俸から60号俸まで
	6 級	1 号俸から 4 4 号俸まで
研究開発職員俸給表	1 級	1 号俸から108号俸まで
	2 級	1 号俸から8 4 号俸まで
	3 級	1 号俸から 5 2 号俸まで
	4 級	1 号俸から3 6 号俸まで
	5 級	1 号俸から16号俸まで

- (2) 第6項の規定が平成24年4月1日から適用されていたとしたならば 同項の規定により決定される号俸に基づき当該適用を受ける職員(同日 から施行日の前日までの期間において、在職しなかった職員及び給与を 支給されなかった職員を除く。)が同月分として支給されることとなる俸 給、地域手当、広域異動手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手 当の月額の合計額から、この規程による改正前の職員給与規程の規定に より同月分として当該職員に支給された俸給、地域手当、広域異動手当、 特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の月額の合計額を減じた額 (平成24年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 11 平成24年12月に職員(同年4月1日から同月30日までの期間において、在職しなかった職員及び俸給を支給されなかった職員を除く。)に支給する期末手当の額は、第27条第2項から第6項まで、第35条第1項から第4項まで、第6項、第7項若しくは第38条又は平成22年改正規程附則第3項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額から、第2項から第4項まで(第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第6項(第9項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び次項の規定(独立行政法人水産総合研究センター任期付研究員及び特定任期付職員給与規程(平成15年6月24日付け15水研第704号。)の適用を受けていた職員にあっては、独立行政法人水産総合研究センター任期付研究員及び特定任期付職員給与規程の一部を改正する規程(平成24年5月1日付け24水研本第40426017号。)第2項から第4項まで及び第7項の規定。以下この項において同じ。)が同年4月1日から適用されていたとしたならば同月分として第2項から第4項までの規定によりそれぞれ減ずることとなる額の合計額に相当する額を減じた額とする。

(平成26年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

12 平成26年6月に期末手当が支給される職員のうち、平成24年4月1日から引き続き在職している者(同年5月1日に適用されていた俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ第10項第1号の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの(平成18年改正規程附則第8項か

ら第10項までの規定の適用を受けない職員に限る。)を除く。)に対する当該期末手当の額は、第27条第2項から第6項まで、第32条第1項から第4項まで及び第6項若しくは第7項又は平成22年改正規程附則第3項の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額から、平成26年6月1日(当該支給される期末手当について第27条第1項後段又は第35条第7項の規定の適用を受ける職員にあっては、その退職をし、又は解雇にされた日)において当該職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び単身赴任手当(第17条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。)の月額(平成22年改正規程附則第3項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、同項の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額)の合計額に100分の3.67(理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該期間を考慮して理事長が別に定める割合)を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

(端数計算)

13 第2項から第5項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたとき又は前項第1号の基礎額若しくは前項第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則 [平成24年11月1日付け24水研本第41031003号] この規程は、平成24年11月1日から施行する。

附 則 [平成25年4月1日付け24水研本第50329003号] この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 [平成26年1月1日付け25水研本第51225007号] この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則 [平成26年4月1日付け25水研本第60327007号] この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 [平成26年12月1日付け26水研本第61128006号] (施行期日等)

- 1 この規程は、平成26年12月1日から施行する。
- 2 この規程の規定(独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程(以下 「職員給与規程」という。)第30条第2項及び独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程の一部を改正する規程(平成22年12月1日付け22 水研本第21130002号)附則第5項の改正規定を除く。次項において同じ。) による改正後の職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)の規 定は、平成26年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による 改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給 与規程の規定による給与の内払とみなす。
  - (その他)
- 4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [平成27年4月1日付け26水研本第70325001号] この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 [平成28年1月1日付け27水研本第71221003号] (施行期日等)

- 1 この規程は、平成28年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この規程の規定(国立研究開発法人水産総合研究センター職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)第30条及び別表第1から別表第4の改正部分を除く。第4項において同じ。)による改正後の職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)の規定は、平成27年4月1日(以下「適用日」という。)から、第30条は平成27年12月1日から適用する。
- 3 適用日から施行日までの間において、職員給与規程第5条第1項の規定により定められた俸給表の適用を受ける職員のうち、次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるものは、適用日から改正後の職員給与規程別表第1から別表第4を適用する。

俸給表	職務の級	号俸
一般職員俸給表	1 級	1号俸から93号俸まで
	2 級	1号俸から23号俸まで
	3 級	1号俸から7号俸まで
技術職員俸給表	1級	1号俸から93号俸まで
	2 級	1号俸から23号俸まで
	3 級	1号俸から7号俸まで
船舶職員俸給表(一)	1 級	1号俸から69号俸まで
	2 級	1号俸から31号俸まで
	3 級	1号俸から15号俸まで
船舶職員俸給表(二)	1級	1号俸から85号俸まで
	2 級	1号俸から34号俸まで
	3 級	1号俸から22号俸まで
	4 級	1号俸から2号俸まで
研究開発職員俸給表	1級	1 号俸から 5 5 号俸まで
	2 級	1号俸から31号俸まで

(給与の内払)

4 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による

改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給 与規程の規定による給与の内払とみなす。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

- 5 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれ に準ずる職員の切替日における号俸については、その者が切替日において職 務の級を異にする異動等をした者との権衡上必要と認められる限度におい て、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。 (俸給の切替に伴う経過措置)
- 6 施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるもの(理事長が別に定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額(平成22年改正規程附則第3項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同表の職務の級欄に掲げる職務の級以上であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でない者(以下この項において「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を俸給として支給する。
- 7 施行日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、前項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 8 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任 用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上 必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところに より、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。
- 9 第6項から第8項の規定による俸給を支給される職員に関する職員給与規程第7条第3項、第4項、第6項、第7項及び第27条第5項(第30条第4項において準用する場合を含む。)並びに平成22年改正規程附則第3項第2号から第5号までの規定の適用については、これらの規定中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と改正後の職員給与規程附則第6項から第8項による俸給の額との合計額」とする。

(平成28年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例)

10 適用日から平成28年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる改正後の職員給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第14条第2項前項第1号に掲げる事前項第1号に掲げる事務所1第1号務所100分の1600分の15

第 1	4	条第	2 1	Ę	前項第	3	号に掲げ	る事	静岡県静岡市に所在する事務所
第 3	号				務所	1	00分の6		100分の6
									香川県高松市に所在する事務所
									100分の5
									茨城県神栖市に所在する事務所
									100分の4
第 1	4	条第	2 4	頁	前項第	4	号に掲げ	る事	北海道札幌市、広島県広島市及び
第 4	号				務所	1	00分の3		長崎県長崎市に所在する事務所
									100分の3
									新潟県新潟市に所在する事務所
									100分の2
第 1	7	条第	2 J	JEI .	30,0	О	0 0 円		26,000円

(広域異動手当に関する特例)

11 適用日から平成28年3月31日までの間に職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する職員給与規程第14条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。

(広域異動手当に関する経過措置)

- 12 適用日前に職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する職員給与規程第14条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の6」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。(その他)
- 13 第2項から前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 [平成28年4月1日付け28水機本第80401006号] (施行期日)

- 1 この規程は、平成28年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 (旧独立行政法人水産大学校職員に係る俸給等に関する取扱い)
- 2 施行日の前日において、独立行政法人に係る改革を推進するための農林水 産省関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第70号)附則第9条第1 項の規定により解散した独立行政法人水産大学校の職員(常時勤務に服する ことを要しない者を除く。)であった者のうち、施行日において引き続き機構 の職員となった者の施行日における俸給表、職務の級及び号俸は、施行日の前 日において、その者が現に受けていた俸給表、職務の級及び号俸とする。この 場合において、独立行政法人水産大学校職員給与規程の一部を改正する規程

(27水大校第634号) 附則第6項から第8項までの規定による俸給の支給を受けていた者については、国立研究開発法人水産総合研究センター職員給与規程の一部を改正する規程(27水研本第71221003号) 附則第6項から第8項までの規定を適用し、俸給として支給する。

(寒冷地手当に関する経過措置)

3 施行日の前日においてこの規程による改正前の職員給与規程別表第5に掲げる地域(以下「旧寒冷地」という。)に所在する事務所に在勤する職員であって、施行日において改正後の職員給与規程第32条第1項に規定する支給対象職員でなくなったもの(以下「特定旧寒冷地在勤等職員」という。)のうち、施行日の前日から基準日(同項に規定する基準日をいう。以下同じ。)の前日までの間、引き続き特定旧寒冷地在勤等職員であった者に対しては、基準日の属する月が平成28年11月から平成30年3月までの間、同条の規定に関わらず、改正後の職員給与規程別表第8に規定する4級地をその地域の区分と、基準日における基準世帯等区分(当該者の施行日の前日以降における世帯等の区分のうち、同規程第32条第2項の表の4級地の項に掲げる寒冷地手当の額が最も少ない世帯等の区分をいう。)をその世帯等の区分とそれぞれみなして、同項の規定を適用したとしたならば算出される額に、次の表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を超えることなるときは、同表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を減じた額を寒冷地手当として支給する。

平成28年11月から平成29年3月	まで 6,000円
平成29年11月から平成30年3月	まで 12,000円

- 4 改正後の職員給与規程第32条第4項及び第5項の規定は前項の規定により寒冷地手当を支給される者について準用する。この場合において、同条第4項中「前2項」とあるのは「職員給与規程の一部を改正する規程(平成28年4月1日付け28水機本第80401006号。以下「改正給与規程」という。)附則第2項」と、同条第5項中「前3項」とあるのは「改正給与規程附則第2項及び同附則第3項において読み替えて準用する前項」と、「第2項及び第3項」とあるのは「同附則第2項」と読み替えるものとする。
- 5 前2項の規程により寒冷地手当を支給される者と権衡上必要があると認められるときは、基準日において旧寒冷地に所在する事務所に在勤する職員であって、改正後の職員給与規程第32条第1項に規定する支給対象職員でない者のうち、施行日の前日において旧寒冷地に所在する事務所に在勤する職員であった者であって、施行日から当該基準日の前日までの間、引き続き旧寒冷地に所在する事務所に在勤する職員であった者(前2項の規定により寒冷地手当を支給される者を除く。)に対しては、職員給与規程第32条の規定にかかわらず、理事長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。
- 6 国家公務員等であった者が、人事交流等により、施行日以降に引き続き旧寒 冷地に所在する事務所に在勤する職員として採用となり、改正後の職員給与 規程第32条第1項に規定する支給対象職員でない場合において、任用の事

情、施行日の前日から当該職員となった日の前日までの間における勤務地等を考慮して前3項の規定により寒冷地手当を支給される者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において当該職員である者に対しては、改正後の職員給与規程第32条の規定にかかわらず、理事長が別に定めるところにより、前3項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

7 前5項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が 別に定める。

附 則 [平成28年12月1日付け28水機本第81128003号] (施行期日)

- 1 この規程は、平成28年12月1日から施行する。
- 2 この規程の規定(国立研究開発法人水産研究・教育機構職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)第30条第2項及び独立行政法人水産総合研究センター職員給与規程の一部を改正する規程(平成22年12月1日付け22水研本第21130002号)附則第5号の改正規定を除く。次項において同じ。)による改正後の職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による 改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与(国立研究開発法人 水産総合研究センター職員給与規程の一部を改正する規程(平成28年1月 1日付け27水研本第71221003号)附則第6号の規定に基づいて支給された 俸給を含む。)は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 [平成29年4月1日付け28水機本第90321002号] (施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。 (令和2年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)
- 2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、この規程の規定(国立研究開発法人水産研究・教育機構職員給与規程(以下「職員給与規程」という。))による改正後の職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)第12条第1項ただし書及び第13条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後の職員給与規程第12条第3項及び第13条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(一般職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が別に定める職員(以下「一般8級職員等」という。)にあっては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族た

る子」という。)については1人につき8,000円(職員に配偶者がない場 合にあっては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第 6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」とい う。)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子 がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円)」と、同条第 1項中「扶養親族(一般9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。) がある場合、一般9級以上職員等から一般9級以上職員等以外の職員となっ た職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」 とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に 第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がないときは、 その旨を含む。)」と、同項第1号中「場合(一般9級以上職員等に扶養親族 たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」と あるのは「場合」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者があ る場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶 養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親 族たる要件を欠くに至った場合及び一般9級以上職員等に扶養親族たる配偶 者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)」とあるのは「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第 2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後 の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を 除く。)(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者の ない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)(4) 扶養親族たる子 又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号 に該当する場合を除く。)」と、同条第2項中「扶養親族(一般9級以上職員 等にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「な った日、一般9級以上職員等から一般9級以上職員等以外の職員となった職 員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族た る子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般9級以 上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定に よる届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るも のがない場合」と、「死亡した日、一般9級以上職員等以外の職員から一般9 級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定によ る届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規 定による届出に係るものがないときはその職員が一般9級以上職員等となっ た日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」と あるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とある のは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号 に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるの は「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の 改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係る ものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った

場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののないものが扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項第2号中「扶養親族(一般9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」とする。

3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の職員 給与規程第12条第1項ただし書及び第13条第3項第3号から第6号まで の規定は適用せず、改正後の職員給与規程第12条第3項及び第13条の規 定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前 項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「(一 般職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表 以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものと して理事長が別に定める職員(以下「一般8級職員等」という。)にあっては、 3,500円)、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第1項中 「扶養親族(一般9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。) があ る場合、一般9級以上職員等から一般9級以上職員等以外の職員となった職 員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中 「場合(一般9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備す るに至った者がある場合を除く。)」とあり、及び同項第2号中「場合及び一 般9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者 がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族(一般9級以上 職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」と、 「なった日、一般9級以上職員等から一般9級以上職員等以外の職員となっ た職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親 族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般9 級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規 定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係 るものがない場合」と、「死亡した日、一般9級以上職員等以外の職員から一 般9級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定 による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項 の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般9級以上職員等と なった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」 とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるの

は「第1号」と、同項第2号中「扶養親族(一般9級以上職員等にあっては、 扶養親族たる子に限る。)」とあるのは「扶養親族」とする。

- 4 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間は、改正後の職員給 与規程第12条第1項ただし書並びに第13条第3項第3号及び第5号の規 定は適用せず、改正後の職員給与規程第12条第3項及び第13条の規定の 適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第 1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親 族たる配偶者、父母等」という。)」と、「が8級」とあるのは「が8級以上」 と、「一般8級職員等」とあるのは「一般8級以上職員等」と、「前項第2号」 とあるのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族(一般9級以上職員等 にあっては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、一般9級以上職員等から 一般9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」 とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合(一般9級以上職員等に扶養 親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。)」 とあり、及び同項第2号中「場合及び一般9級以上職員等に扶養親族たる配偶 者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同 条第2項中「扶養親族(一般9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限 る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般9級以上職員等から一 般9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等が ある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係る ものがないときはその職員が一般9級以上職員等以外の職員となった日」と あるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」と あるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、 一般9級以上職員等以外の職員から一般9級以上職員等となった職員に扶養 親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合にお いてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないと きはその職員が一般9級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」 と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4 号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、 同項第2号中「扶養親族(一般9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に 限る。)」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「一般8級職員等が一般 8級職員等及び一般9級以上職員等」とあるのは「一般8級以上職員等が一般 8級以上職員等」と、同項第6号中「一般8級職員等及び一般9級以上職員 等」とあるのは「一般8級以上職員等」と、「が一般8級職員等」とあるのは 「が一般8級以上職員等」とする。
- 5 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が 別に定める。

附 則 [平成29年12月1日付け29水機本第91122001号] (施行期日等)

1 この規程は、平成29年12月1日から施行する。

- 2 この規程の規定(国立研究開発法人水産研究・教育機構職員給与規程(以下 「職員給与規程」という。)による改正後の職員給与規程(以下「改正後の職 員給与規程」という。)の規定は、平成29年4月1日から適用する。 (施行期日)
- 3 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合には、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与(国立研究開発法人水産総合研究センター職員給与規程の一部を改正する規程(平成28年1月1日付け27水研本第71221003号。以下この項において「平成28年改正規程」という。)附則第6号の規定に基づいて支給された俸給を含む。)は、改正後の職員給与規程の規定(平成28年改正規程附則第6項の規定による俸給を含む。)による給与の内払とみなす。

附 則 [平成30年4月1日付け29水機本第00327014号] この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 [平成30年12月1日付け30水機本第18112105号] (施行期日等)

- 1 この規程は、平成30年12月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の国立研究開発法人水産研究・教育機構職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による 改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給 与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 [平成31年4月1日付け30水機本第18032803号] この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 [令和元年11月28日付け元水機本第19112603号] (施行期日等)

- 1 この規程は、令和元年12月1日から施行する。
- 2 この規程(第30条第2項及び第31条第2項の改正規定を除く。)による 改正後の国立研究開発法人水産研究・教育機構職員給与規程(以下「改正後の 職員給与規程」という。)の規定は、平成31年4月1日から適用する。 (給与の内払)
- 3 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による 改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給 与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 [令和2年3月30日付け元水機本第19031802号]

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 (住居手当に関する経過措置)
- 2 施行日の前日において、この規程による改正前の国立研究開発法人水産研究・教育機構職員給与規程第15条の規定により住居手当を支給されていた職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住居(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下この項において同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの(理事長が別に定める職員を除く。)に対しては、施行日から令和3年3月31日までの間、この規程による改正後の国立研究開発法人水産研究・教育機構職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)第15条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で理事長が別に定める額。第2号において「旧手当額」という。)の住居手当を支給する。
  - (1) 改正後の職員給与規程第15条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
  - (2) 改正後の職員給与規程第15条第2項の規定により算出される住居手 当の月額が旧手当額を下回ることとなる職員
- 3 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な 事項は、理事長が別に定める。

附 則 [令和2年7月20日付け2水機本第20071502号] この規程は、令和2年7月20日から施行する。

附 則 [令和2年11月30日付け2水機本第20112003号] (施行期日)

- 1 この規程は、令和2年12月1日から施行する。 (令和2年12月に支給する期末手当等に関する特例)
- 2 令和2年12月に支給する期末手当に関する職員給与規程第27条第2項 及び第3項の規定の適用については、「100分の127.5」とあるのは 「100分の125」と、「100分の107.5」とあるのは「100分 の 105」とする。
- 3 令和2年12月に支給する期末特別手当に関する職員給与規程第31条第 2項の規定の適用については、「100分の162.5」とあるのは「10 0 分の160」とする。

附 則 [令和4年3月29日付け3水機本第1294号] この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 [令和4年5月23日付け4水機本第206号] (施行期日)

- 1 この規程は、令和4年6月1日から施行する。 (令和4年6月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置)
- 2 令和4年6月に支給する期末手当又は期末特別手当(以下「期末手当等」と

いう。)の額は、この規程による改正後の職員給与規程(第1号において「新給与規程」という。)第27条第2項(同条第3項、第2条(第1号、第2号に係る部分に限る。)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで、第31条第2項から第5項まで、第35条第1項から第4項まで、第6項若しくは第7項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額(以下「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当等の額に、同月1日(同日前一箇月以内に退職した者にあっては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

- (1) 再雇用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に 定める割合
  - ア イ及びウに掲げる職員以外の職員 127.5分の15
  - イ 新給与規程第27条第2項に規定する特定管理職員(次号イにおいて 「特定管理職員」という。) 107.5分の15
  - ウ 新給与規程第5条第1項第7号に規定する指定職員 162.5分の 10
  - 工 改正後の任期付研究員及び特定任期付職員給与規程(令和4年5月2 3日付け4水機本第206号)第7条第15項に規定する任期付研究員 及び特定任期付職員 167.5分の10
- (2) 再雇用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合 ア イに掲げる職員以外の職員 72.5分の10
  - イ 特定管理職員 62.5分の10

(端数計算)

3 前項に規定にする基準額又は調整額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則 [令和4年11月29日付け4水機本第754号] (施行期日)

- 1 この規程は、令和4年12月1日から施行する。
- 2 この規程(第30条第2項及び第31条第2項の改正規定を除く。)による 改正後の国立研究開発法人水産研究・教育機構職員給与規程(以下「改正後の 職員給与規程」という。)の規定は、令和4年4月1日から適用する。 (給与の内払)
- 3 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による 改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給 与規程の規定による給与の内払とみなす。
  - (令和4年12月に支給する勤勉手当等に関する特例措置)
- 4 令和4年12月に支給する勤勉手当に関する職員給与規程第30条第2項 第1号及び第2号の規定の適用については、「100分の100(特定管理職

員にあっては100分の120)」とあるのは 「100分の105(特定管理職員にあっては100分の125)」と、「100分の47.5(特定管理職員にあっては100分の57.5)」とあるのは「100分の50(特定管理職員にあっては100分の60)」とする。

5 令和4年12月に支給する期末特別手当に関する職員給与規程第31条第 2項の規定の適用については、「100分の160」とあるのは「100分の 162.5」とする。

附 則 [令和5年3月31日付け4水機本第1230号] (施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
  - (60歳に達した日後における最初の4月1日以後の俸給月額)
- 2 当分の間、職員の俸給月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第4項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、第7条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを切り上げるものとする。)とする。
- 3 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
  - (1) 職員就業規則第5条第1項の規定による職員及び常勤を要しない職員
  - (2) 職員就業規則第16条の4第1項又は第2項の規定により職員就業規則第16条の2第1項に規定する異動期間(職員就業規則第16条の4第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された職員就業規則第16条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員
  - (3) 職員就業規則第15条の2の規定により勤務している職員
- 4 職員就業規則第16条の2に規定する他の役職への降任等をされた職員であって、当該他の役職への降任等をされた日(以下この項及び附則第6項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の俸給表を受ける職員のうち、特定日に附則第2項の規定により当該職員の受ける俸給月額(以下この項において「特定日俸給月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた俸給月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎俸給月額」という。)に達しないこととなる職員(理事長が別に定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第2項の規定により当該職員の受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。
- 5 前項の規定による俸給の額と当該俸給を支給される職員の受ける俸給月額 との合計額が第7条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における 最高の号俸の俸給月額を超える場合における前項の規定の適用については、 同項中「基礎俸給月額と特定日俸給月額」とあるのは、「第7条第2項の規定

により当該職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額と当該職員 の受ける俸給月額」とする。

- 6 異動日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員(附則第2項の規定 の適用を受ける職員に限り、附則第4項に規定する職員を除く。)であって、 同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められる 職員には、当分の間、当該職員の受ける俸給月額のほか、理事長が定めるとこ ろにより、前2項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。
- 7 附則第4項又は第6項の規定による俸給を支給される職員に対する第27条第5項(第30条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と附則第4項又は第6項の規定による俸給の額との合計額」とする。
- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、附則第2項の規定による俸給月額、附則第4項の規定による俸給、その他附則第2項から前項までの規定 の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

(暫定再雇用職員の給与)

- 9 令和14年3月31日までの間、職員就業規則(令和5年3月31日付け 4水機本第1229号)附則第3項又は第4項の規定により採用し、又は任期 を更新した職員(以下「暫定再雇用職員」という。)の俸給月額は、第5条第 1項に規定する俸給表の定年前再雇用短時間勤務職員の欄に掲げる額のう ち、その者の属する職務の級に応じた額とする。
- 10 前項の規定にかかわらず、暫定再雇用職員のうち、短時間勤務する役職に採用し、又は任期を更新した職員(以下「暫定再雇用短時間勤務職員」という。)の俸給月額は、前項による俸給月額に、令和5年4月1日から施行の職員就業規則附則第7項で読み替えた職員就業規則第40条第3項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(暫定再雇用職員の給与規程の適用)

- 11 暫定再雇用職員は、第9項の規定によるほか、職員給与規程を適用する。 この場合において、職員給与規程第27条、第30条及び第33条中並びに別 表第1から別表第6中、「定年前再雇用短時間勤務職員」とあるのは、「暫定 再雇用職員」とする。
- 12 暫定再雇用短時間勤務職員は、第10項の規定によるほか、定年前再雇用短時間勤務職員とみなして職員給与規程を適用する。この場合において、職員給与規程第16条、第23条、第27条、第30条、第33条中並びに別表第1から別表第6中、「定年前再雇用短時間勤務職員」とあるのは、「暫定再雇用短時間勤務職員」とする。

附 則 [令和5年11月29日付け5水機本第836号] (施行期日)

- 1 この規程は、令和5年12月1日から施行する。
- 2 この規程(第27条第2項及び第3項、第30条第2項、第31条第2項 の改正規定を除く。)による改正後の国立研究開発法人水産研究・教育機構

職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)の規定は、令和5年 4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による 改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給 与規程の規定による給与の内払とみなす。

(令和5年12月に支給する期末手当等に関する特例措置)

- 4 令和5年12月に支給する期末手当に関する職員給与規程第27条第2項及び第3項の規定の適用については、「100分の122.5 (特定管理職員にあっては100分の102.5)」とあるのは 「100分の125 (特定管理職員にあっては100分の105)」と、「100分の68.75 (特定管理職員にあっては100分の58.75)」とあるのは「100分の70 (特定管理職員にあっては100分の60)」とする。
- 5 令和5年12月に支給する勤勉手当に関する職員給与規程第30条第2項第1号及び第2号の規定の適用については、「100分の102.5 (特定管理職員にあっては100分の122.5)」とあるのは 「100分の105 (特定管理職員にあっては100分の125)」と、「100分の48.75 (特定管理職員にあっては100分の58.75)」とあるのは「100分の50 (特定管理職員にあっては100分の60)」とする。
- 6 令和5年12月に支給する期末特別手当に関する職員給与規程第31条第 2項の規定の適用については、「100分の165」とあるのは「100分の 170」とする。

#### 別表第1(第5条第1項第1号関係)

### 一般職員俸給表

mbb = 24 - 74		- /	- /77		投職員俸給:		- /	- /77	- /77	/
職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号俸	俸給月額(円)	俸給月額(円)	俸給月額(円)	俸給月額(円)	俸給月額(円)	俸給月額(円)	俸給月額(円)	俸給月額(円)	俸給月額(円)	俸給月額(円)
1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900	523,100
2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000	
3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000	529,100
4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000	532,200
5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000	535,300
6	167,700		248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000	537,600
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000	540,100
8	169,900		250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100	542,500
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800	544,900
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900	546,700
11	173,600		254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900	548,500
12	174,900		256,200				392,300		493,000	
				290,300	316,200	345,200		433,900	,	,
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700	
14	177,600		258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000	553,500
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300	554,800
16	180,700		261,100	296,500	324,000		401,400	441,200	502,600	555,900
17			262,300	298,000		354,500		443,000		
	181,800						403,200		504,600	
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000	558,200
19	184,600		264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500	559,100
20	186,000		266,200	303,800	331,700		408,800	448,300	508,900	560,000
21	187,300		267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100	
										500,500
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500	
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000	
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500	<u></u>
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700		417,600	455,900	515,600	
26	197,900		275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700	
27			277,100	316,800	344,500		420,600	458,500	517,900	
	199,400	240,400								
28	200,900		278,700	318,700			422,100	459,700	519,100	
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100	
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000	
31	205,200		283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900	
32	206,600		284,800	326,400	353,500		427,400	462,900	522,800	
33	208,000		285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600	
34	209,300		287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500	
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200	
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700	
37	213,200		291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400	
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000	
39	215,600		295,100	339,200	364,500		435,200	467,400	527,800	
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400	
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900	
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000		
43	219,900			346,600						
44	220,900		302,800	348,400	370,000		438,700			
45	221,800	264,700		349,900			439,500	470,000		
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300			
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700			
48	224,500		309,100	354,200	373,400		441,400			
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900			
50	226,300		311,500	356,500	375,000	401,300	442,300			<u></u>
51	227,200		313,000	357,500	375,800	401,800	442,700			
52	228,100		314,600	358,500	376,500	402,200	443,100			
53	228,900		316,200	359,400	377,200		443,500			
54	229,800		317,800	360,500	377,900	402,900	443,900			ļ
55	230,700		319,300	361,400	378,600	403,200	444,300			
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600			
57	231,800		322,200	363,300	379,800		444,900			
58	232,600		323,400	364,000	380,400	404,100	445,300			
59	232,000		324,500	364,700	381,000		445,600			
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900			
61	234,500		326,300	365,700	382,100	405,000	446,200			
62	235,200		327,200	366,300	382,800					<u></u>
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600				
64	236,300		328,800	367,700	384,000					
65	236,800		329,600	368,000	384,400	406,200				
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500				ļ
67	237,800		330,600	369,400	385,600	406,800				
CO	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100				
68			332,100	370,300	386,600	407,300				
	238.900	200 000		0.0,000						<b>H</b>
69	238,900				327 100	407 600				
69 70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600				
69 70 71	239,400 239,900	287,400 288,200	332,800 333,500	370,900 371,600	387,600	407,900				
69 70 71 72	239,400 239,900 240,400	287,400 288,200 289,000	332,800 333,500 334,100	370,900 371,600 372,200	387,600 388,200	407,900 408,100				
69 70 71	239,400 239,900	287,400 288,200 289,000 289,700	332,800 333,500	370,900 371,600	387,600	407,900				

75	0.41 000	200 600	225 700	272 000	200 200	400 000				
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900				
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100				
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300				
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600				
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900				
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100				
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300				
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600				
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900				
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100				
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300				
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300					
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600					
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800					
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000					
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300					
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600					
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800					
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000					
94		295,900	343,600							
95		296,200	344,100							
96		296,600	344,500							
97		296,800	344,700							
98		297,100	345,100 345,500							
99		297,500	,							
100		297,900 298,100	345,800							
101 102		298,100	346,100 346,500							
102		298,800	346,900							
103		299,100	347,300							
104		299,300	347,800							
106		299,600	348,200							
107		300,000	348,600							
108		300,300	349,000							
109		300,500	349,500							
110		300,900	349,900							
111		301,300	350,200							
112		301,600	350,500							
113		301,800	351,000							
114		302,000	331,000							
115		302,300								
116		302,700								
117		302,900								
118		303,100								
119		303,400								
120		303,700								
121		304,100								
122		304,300								
123		304,600								
124		304,900								
125	_	305,200								
定年前再雇用短 時間勤務職員	188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200	442,400	522,800

備考1 他の俸給表の適用を受けない全ての職員に適用する。 2 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で理事長が別に定めるものの俸 給月額は、この表の額にかかわらず、200,700円とする。

#### 別表第2(第5条第1項第2号関係)

## 技術職員俸給表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号俸	俸給月額(円)									
1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900	523,100
2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000	526,000
3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000	529,100
4	165,500 166,600	212,900	245,200	276,300 277,800	301,400 303,200	329,500 331,500	372,900	417,600	469,000	532,200
5 6	167,700	214,400 216,200	246,400 248,000	277,800	305,200	331,500	374,800 377,300	419,500 421,600	472,000 475,000	535,300 537,600
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000	540,100
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100	542,500
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800	544,900
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900	546,700
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900	548,500
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000	550,400
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700	552,100
14 15	177,600 179,100	228,200 229,600	258,700 259,900	293,700 295,100	320,200 322,100	349,000 350,900	396,900 399,100	437,400 439,300	498,000 500,300	553,500 554,800
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	500,300	555,900
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600	557,200
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000	558,200
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500	559,100
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900	560,000
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100	560,900
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500	
23 24	191,800 194,000	241,200 242,600	270,700 272,200	309,300 311,100	337,400 339,300	365,900	414,200	453,000	513,000 514,500	
25	194,000	242,600	272,200	311,100	340,700	367,800 369,700	416,000 417,600	454,500 455,900	514,500	
26	190,200	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	417,000	457,200	516,700	
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900	
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100	
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100	
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000	
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900	
32	206,600 208,000	251,500 252,400	284,800 285,900	326,400 327,600	353,500 355,300	382,100 383,800	427,400 428,600	462,900 463,600	522,800 523,600	
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500	
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200	
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400		525,700	
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400	
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000	
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800	
40	216,700 217,800	259,000	296,700	341,100	365,900 367,000	392,800 393,900	436,000	468,000 468,500	528,400 528,900	
41 42	218,900	260,200 261,400	298,200 299,800	342,900 344,800	367,000	395,100	436,600 437,300	469,000	328,900	
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400		
44	220,900		302,800				· · · · · ·			
45	221,800		304,400	349,900	370,800		439,500			
46	222,700		306,000		371,700		440,300			
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700			
48	224,500		309,100 310,000	354,200	373,400	400,100				
49 50	225,400 226,300	269,900	310,000	355,700 356,500	374,200 375,000	400,700 401,300	441,900 442,300			
51	227,200		313,000	357,500	375,800	401,800	442,300			
52	228,100	271,800	314,600		376,500	402,200	443,100			
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500			
54	229,800		317,800	360,500	377,900	402,900				
55	230,700		319,300	361,400	378,600	403,200	444,300			
56	231,500		320,800		379,300	403,500				
57	231,800 232,600	276,300 277,200	322,200 323,400	363,300 364,000	379,800 380,400	403,800 404,100	444,900 445,300			
58 59	232,600		323,400	364,000	380,400	404,100	445,300			
60	233,900		325,600		381,700		445,900			
61	234,500		326,300	365,700	382,100	405,000	446,200			
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300				
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400					
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900				
65	236,800		329,600	368,000	384,400	406,200				
66 67	237,300 237,800	284,000 284,700	330,000 330,600	368,700 369,400	385,000 385,600					
68	237,800		330,600		385,600	406,800 407,100				
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300				
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600				
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900				
72	240,400		334,100	372,200	388,200	408,100				
73	240,900		334,600	372,500	388,500	408,300				
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	

75	0.41 000	200 600	225 700	272 000	200 200	400 000				
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900				
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100				
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300				
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600				
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900				
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100				
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300				
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600				
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900				
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100				
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300				
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300					
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600					
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800					
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000					
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300					
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600					
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800					
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000					
94		295,900	343,600							
95		296,200	344,100							
96		296,600	344,500							
97		296,800	344,700							
98		297,100	345,100 345,500							
99		297,500	,							
100		297,900 298,100	345,800							
101 102		298,100	346,100 346,500							
102		298,800	346,900							
103		299,100	347,300							
104		299,300	347,800							
106		299,600	348,200							
107		300,000	348,600							
108		300,300	349,000							
109		300,500	349,500							
110		300,900	349,900							
111		301,300	350,200							
112		301,600	350,500							
113		301,800	351,000							
114		302,000	331,000							
115		302,300								
116		302,700								
117		302,900								
118		303,100								
119		303,400								
120		303,700								
121		304,100								
122		304,300								
123		304,600								
124		304,900								
125	_	305,200								
定年前再雇用短 時間勤務職員	188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200	442,400	522,800

備考1 さけ類又はます類のふ化業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員に適用する。 2 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で理事長が別に定めるものの俸 給月額は、この表の額にかかわらず、200,700円とする。

# 別表第3ア(第5条第1項第3号ア関係) 船舶職員俸給表(一)

			<u> 船                                   </u>	*和44( /			
職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号俸	俸給月額(円)	俸給月額(円)	俸給月額(円)	俸給月額(円)	俸給月額(円)	俸給月額(円)	俸給月額(円)
1	193,900		287,500	332,200	365,600		490,400
2	196,300	248,300	288,900	334,100	367,700	423,000	492,200
3	198,900	250,200	290,300	336,100	369,800	425,300	494,000
4	201,300	252,000	291,700	338,100	371,900	427,500	495,800
5	203,700	254,000	292,800	340,100	373,500	429,700	497,500
6	206,200	255,600	294,100	341,600	376,300	432,000	498,900
7	208,700	257,200	295,400	343,000	379,100	434,300	500,300
8	211,400	259,000	296,700	344,400	381,900		501,600
9	213,800		297,700	345,400	384,500	438,200	502,800
10	216,200		299,800	347,100	386,900		504,100
11	218,600		301,900		389,200		505,400
12	221,200		303,900		391,400		506,700
13	223,600		306,000		393,800		508,000
14	226,100		308,400		396,500		509,100
15	228,800		310,600		399,100		510,200
16	231,300		312,800	358,800	401,600		511,200
17	233,600		315,000		404,100		512,200
18	235,800		317,200	363,000	406,100		512,200
19	238,000		319,300	365,100	407,800		514,500
20	240,200	278,700	321,200	367,300	409,400		515,500
21	242,000	280,000	323,000	369,400	410,900	463,300	516,500
22	243,600		323,900	371,200	412,500	465,100	517,400
23	245,100		324,700	372,600	414,300	466,800	518,300
24	246,400	283,200	325,600	374,100	416,100	468,400	519,100
25	247,900		326,500	375,900	417,600		519,800
26	248,900		327,600	378,200	419,100		520,400
27	249,800	286,900	328,600	380,500	420,700		521,000
28	250,700		329,800	382,600	420,700	472,200	521,600
29	252,000		330,800	384,300	423,200	474,300	522,200
30	252,600		332,000	386,200	423,200	474,300	522,200
31	253,400		333,400	388,100	424,800	476,300	
32	254,200	292,600	334,800	389,900	420,300		
33	254,200	293,300	336,000	391,600	427,900		
34	256,100					477,600 478,600	
35			338,100				
	256,900						
36 37	257,500		339,500		433,100		
	258,000		340,900				
38	258,400		341,900				
39	258,900		343,000				
40	259,400		344,100		436,900		
41	259,900		344,900		437,300		
42	260,300		345,900		437,900		
43	260,700		347,000	404,900	438,500		
44	261,100		348,100	406,200	439,200		
45	261,700		349,200		439,700		
46	262,300		350,400		440,000		
47	262,800		351,600				
48	263,200		352,800				
49	263,600		353,600		441,300		
50 F1	263,900		354,800		441,900		
51	264,200		356,100				
52	264,400		357,400				
53	264,600		358,700		443,700		
54	264,900		360,000		444,400		
<u>55</u>	265,200		361,300	416,300	445,000		
<u>56</u>	265,400		362,400	416,800	445,600		
57	265,600	311,900	363,000	417,100	445,900	493,900	

58	265,900	312,800	364,200	417,300	446,600		
59	266,200	313,600	365,300	417,700	447,300		
60	266,400	314,200	366,600	418,100	448,000		
61	266,600	314,700	367,700	418,400	448,400		
62	266,900	315,100	368,300	418,900	448,700		
63	267,200	315,500	368,800	419,500	449,000		
64							
	267,400	315,900	369,300	420,000	449,300		
65	267,600	316,200	369,600	420,600	449,500		
66	267,800	316,700	370,000	421,200	449,800		
67	268,000	317,200	370,400	421,700	450,100		
68	268,300	317,700	370,800	422,200	450,400		
69	268,600	318,300	371,000	422,800	450,600		
70			371,300	423,300	450,900		
71			371,700	423,900	451,200		
72			372,000	424,500	451,400		
73			372,400	425,000	451,600		
74			372,600	425,600			
75			373,000	426,100			
76			373,300	426,700			
77			373,600	427,200			
78			374,100	427,800			
79			374,600	428,500			
80			375,000	429,100			
81			375,400	429,400			
82			375,800	430,000			
83			376,300	430,600			
84			376,800	431,200			
85			377,200	431,600			
86			377,700	432,100			
87			378,100	432,800			
88			378,500	433,500			
89			379,000	433,700			
90			379,500	100,100			
91			380,000				
92			380,500				
93			380,800				
94	+		381,200				
95			381,700				
96			382,100				
97			382,600				
98	+		382,900				
99	+		383,400				
100			383,800				
101		-	384,400				
定年前再雇用短 時間勤務職員	221,300	251,300	280,700	321,500	350,400	397,000	465,100

備考 遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他法人が指定する船舶に 乗り組む船長、航海士、機関長、機関士、通信長、通信士、事務長及び事務員そ の他これらと同等の職務に従事する職員に適用する。

## 別表第3イ(第5条第1項第3号イ関係) 船舶職員俸給表(二)

			联只产和女			
職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号俸	俸給月額(円)	俸給月額(円)	俸給月額(円)	俸給月額(円)	俸給月額(円)	俸給月額(円)
1	166,600		248,700		307,700	331,600
0						
2	167,800		249,900		308,500	333,200
3	169,000		250,900	280,900	309,400	334,500
4	170,100	220,700	251,500	282,200	310,200	335,800
5	171,200	222,900	252,100	283,600	310,900	336,800
6	172,600		253,700	285,400	312,000	338,000
7						
	174,000	226,700	255,300	287,100	313,000	339,200
8	175,400		256,500	288,300	314,000	340,300
9	176,600	230,300	257,900	289,200	315,000	341,600
10	178,200	231,800	259,100	290,600	316,000	342,700
11	180,000		260,300	292,000	317,000	344,100
12	181,700	234,700	261,500	293,200	318,000	345,300
13	183,100	236,000	262,900	294,200	318,700	346,600
14	184,600	237,000	264,500	295,200	319,600	347,900
15	186,300	237,800	266,100	296,200	320,300	349,100
16	187,900		267,400	297,200	321,100	350,400
17	189,400		268,800	298,100		351,600
18	191,100		270,600	299,200		352,600
19	192,900	241,500	272,500	300,300	322,900	353,500
20	194,600	242,500	273,900	301,400	323,400	354,400
21	196,200	243,300	275,200	302,400	323,900	355,300
22	198,200		276,200	303,600	324,400	356,800
23				304,900		358,300
	200,100		277,400		324,800	
24	202,000		278,600	306,200	325,200	359,600
25	203,700	247,200	280,100	307,200	325,600	360,600
26	205,300	248,300	281,200	308,400	326,100	362,000
27	207,200		282,400	309,500	326,600	363,300
28	209,000	250,500	283,500	310,700	327,100	364,500
29	210,500		284,400	311,600	327,600	365,800
30	212,400		285,900	312,300	328,100	367,100
31	214,500	254,200	287,300	313,200	328,600	368,400
32	216,400	255,400	288,500	314,000	329,100	369,800
33	218,200		289,800	314,700	329,700	370,700
34	219,500					
35	221,100		292,400		330,600	372,700
36	222,300		293,700		331,000	373,700
37	223,400	258,200	294,900	316,800	331,300	374,600
38	225,000	258,900	296,100	317,500	331,700	375,600
39	226,400		297,100		332,100	376,600
40	227,700		298,200		332,500	377,500
41	229,100		299,600			378,400
42	230,300		300,600			379,400
43	231,400	263,100	301,700	320,500	334,200	380,300
44	232,600		302,800	321,200	334,800	381,200
45	233,800		303,800		335,400	382,100
46	234,800		304,700	322,400	336,100	382,900
47	235,800		305,500	322,800	336,800	383,800
48	236,800		306,300	323,200	337,500	384,600
49	238,200	269,100	307,100	323,500	338,000	385,400
50	239,300		307,900	323,900	338,400	386,400
51	240,200		308,600		338,800	387,200
52						
	241,100		309,500		339,200	387,900
53	242,200		310,400		339,500	388,700
54	243,100	274,900	311,200	325,400	339,900	389,500
55	244,000					390,200
56	244,900		312,800		341,100	
57				326,800	341,400	391,800
91	245,700	411,000	313,500	JZU,0UU	541,400	991,00U

		1		-		
58	246,500	278,500	314,200	327,200	341,900	392,600
59	247,300	279,300	314,800	327,700	342,400	393,400
60	248,100	280,100	315,400	328,200	342,800	394,100
61	248,900	280,900	316,000	328,700	343,000	394,600
62	249,700	281,700	316,600	329,100	343,400	395,300
63	250,600	282,500	317,200	329,600	343,700	395,900
64	251,400	283,400	317,700	329,800	344,100	396,600
65	251,900	284,300	318,200	330,000	344,300	397,200
66	252,700	285,200	319,000	330,300	344,700	397,700
67	253,400	286,000	319,600	330,900	345,100	398,100
68	254,100	286,800	320,200	331,400	345,500	398,500
69	254,800	287,600	320,900	331,700	345,900	399,200
70	255,300	288,200	321,500	332,000	346,300	
71	255,800	288,700	322,000	332,300	346,600	
72	256,300	289,300	322,600	332,500	347,100	
73	256,700	289,800	322,800	332,700	347,600	
74	257,000	290,300	323,200	332,900	348,100	
75	257,300	290,800	323,500	333,100	348,600	
76	257,500	291,100	323,800	333,300	348,800	
77	257,700	291,300	324,100	333,700	349,100	
78	258,000	291,600	324,400	333,900	349,500	
79	258,300	291,900	325,000	334,200	349,900	
80	258,500	292,100	325,500	334,500	350,300	
81	258,700	292,400	326,100	334,800	350,700	
82	259,000	293,000	326,500	335,100	351,000	
83	259,200	293,300	326,800	335,400	351,400	
84	259,400	293,600	327,000	335,700	351,700	
85	259,700	293,900	327,200	336,000	352,100	
86	203,100	294,200	327,500	336,300	352,500	
87		294,500	327,700	336,600	352,900	
88		294,700	327,900	336,900	353,300	
89		294,900	328,200	337,100	353,700	
90		295,100	328,500	337,400	333,100	
91		295,400	328,700	337,700		
92		295,700	329,000	338,100		
93		295,900	329,200	338,500		
94		296,200	329,400	338,700	+	
95		296,500	329,700	339,000	+	
96		296,700	330,000	339,200		
97		296,900	330,200	339,500		
98		297,100	330,500	339,800	+	
99		297,300	330,700	340,100	+	
100		297,600	331,000	340,400	+	
101		297,900	331,200	340,600		
102		298,200	331,400	340,900		
103		298,400	331,600	341,200	-	
104		298,600	331,800	341,500	-	
105		298,900	332,200	341,700	-	
106			332,400	342,100	-	
107			332,600	342,300		
108			332,900	342,500		
109			333,200	342,800		
110			333,400			
111			333,700			
112			334,000			
113			334,200			
定年前再雇用短 時間勤務職員	216,100	230,600	232,600	254,700	283,200	313,100

備考 船舶に乗り組む職員(船舶職員俸給表(一)の適用を受ける者を除く。) に適用する。

# 

		1975年	用完城貝傑	和汉		
職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号俸	俸給月額(円)	俸給月額(円)	俸給月額(円)	俸給月額(円)	俸給月額(円)	俸給月額(円)
1	162,500	210,100	291,600	338,900	391,500	524,700
2	163,600	213,200	294,000	341,000	394,300	527,800
3	164,800	215,900	296,300	342,900	396,900	530,900
4	165,900	218,400	298,600	344,600	399,600	534,000
5	167,000	220,900	300,700	346,300	401,700	537,100
6	168,300	222,600	302,600	347,800	404,400	539,500
7	169,600	224,300	304,400	349,200	407,100	541,900
8	170,900	226,200	306,100	350,400	409,800	544,300
9	171,900	228,100	307,800	351,900	412,300	546,700
10	173,600	230,300	310,100	353,800	414,900	548,400
11	175,200	232,700	312,300	355,800	417,600	550,300
12	176,900	234,700	314,700	357,500	420,200	552,200
13	178,300	236,700	316,500	359,300	422,800	553,900
14	180,200	239,100	318,800	361,100	425,500	555,200
15	182,100	241,600	321,200	362,700	428,300	556,400
16	184,100	243,900	323,500	364,200	431,000	557,400
17	185,800	246,100	325,700	365,700	433,500	558,500
18	187,900	248,500	327,900	367,600	436,000	559,200
19	190,100	251,100	329,800	369,300	438,500	559,800
20	192,100	253,600	331,700	371,200	440,900	560,400
21	194,100	256,000	333,700	372,700	443,300	561,100
22	196,100	258,300	335,100	374,600	445,900	
23	198,100	260,500	336,300	376,300	448,500	
24	199,900	262,700	337,700	378,000	450,800	
25	201,700	265,000	339,300	379,400	453,000	
26	203,900	267,300	341,000	381,100	455,300	
27	206,000	269,500	342,800	383,000	457,800	
28	208,100	271,600	344,400	384,900	460,200	
29	210,200	273,900	346,000	386,600	462,700	
30	211,300	276,000	347,600	388,400	465,200	
31	212,600	277,900	349,000	390,300	467,700	
32	213,900	279,700	350,300	392,100	470,100	
33	215,600	281,400	351,500	393,600	472,400	
34	217,300			395,400		
35	219,100	285,400	354,200		477,200	
36	220,700	287,200	355,500	398,700	479,700	
37	222,200	288,900	356,700		482,100	
38	224,100	290,000	357,900		484,600	
39	226,000	291,100	359,100		487,000	
40	227,700	292,200	360,300	404,100	489,500	
41	229,400	293,200	361,000	405,400	491,800	
42	231,000	293,900	362,100	406,700	494,000	
43	232,700	294,400	363,300	408,200	496,200	
44	234,200	294,900	364,400	409,700	498,400	
46	235,700	295,400	365,500	410,900	500,000	
47	237,200	296,300	366,700	412,100 413,700	501,500	
48	238,700	297,300	367,900		503,100	
49	240,100	298,200	369,000		504,600	
50	241,500 243,200	299,200 300,200	370,000 371,300		506,300 507,700	
51	244,800	300,200	371,300		507,700	
52	244,800	302,000	372,800		510,600	
53	247,400	302,000	373,800	420,100	510,000	
54	249,000	303,000	375,500	423,500	512,900	
55	250,600	304,700	376,400	424,900	514,100	
56	252,000	305,500	377,200	426,300	515,300	
57	253,200	305,900	377,200	427,400	516,200	
U 1	400,400	000,000	$\sigma r r, \sigma \sigma \sigma$	141,400	010,400	

58	254,400	306,600	378,600	428,700	517,200	
59	255,300	307,500	379,300	430,100	518,200	
60	256,200	308,200	380,000	431,400	519,200	
61	257,100	308,900	380,600	432,200	520,300	
62	257,900	309,900	381,300	433,100	521,200	
63	258,700	310,800	382,100	434,100	521,900	
64	259,500	311,700	382,900	435,000	522,600	
65	260,300	312,500	383,500	435,900	523,400	
66	261,100	313,400	384,300	436,700	524,200	
67	261,800	314,300	385,000	437,300	525,000	
68	262,400	315,200	385,700	438,100	525,800	
69	263,000	316,100	386,300	438,500	526,500	
70	264,000	317,100	387,000	439,100	527,300	
71	265,200	318,100	387,700	439,600	528,100	
72	266,200	319,100	388,400	440,100	528,900	
73	267,400	319,600	389,100	440,600	529,600	
74	268,600	320,600	389,700	441,100	020,000	
75	269,600	321,700	390,300	441,600		
76	270,600	322,700	391,000	442,100		
77	271,600	323,800	391,700	442,600		
78			392,300	443,100		
79	272,600 273,600	324,800 325,700	392,300	443,100		
80		326,600	393,500			
81	274,500 275,500	327,500	394,100	444,100		
82		328,300		444,600		
83	276,600		394,700			
	277,700	329,000	395,300			
84	278,600	329,600	395,900			
85 96	279,500	330,100	396,400			
86	280,400	330,600	396,900			
87	281,300	331,100	397,400			
88	282,000	331,500	398,100			
89	282,800	331,800	398,500			
90	283,900	332,300	398,900			
91	284,900	332,800	399,300			
92	285,900	333,200	399,700			
93	286,800	333,500	400,100			
94	287,700	333,900	400,500			
95	288,700	334,300	400,900			
96	289,600	334,700	401,300			
97	289,900	335,200	401,700			
98	290,800	335,700				
99	291,500	336,200				
100	292,400	336,700				
101	293,300	337,200				
102	293,900	337,700				
103	294,600	338,200				
104	295,300	338,700				
105	295,800	339,100				
106	296,300	339,500				
107	296,800	340,000				
108	297,200	340,400				
109	297,400	340,900				
110	297,800	341,300				
111	298,100	341,800				
112	298,300	342,200				
113	298,600	342,700				
114	298,900	343,100				
115	299,200	343,600				
116	299,500	344,000				
117	299,800	344,500				
118	300,100	344,900		İ		
-	,	,				

119	300,300	345,300				
120	300,600	345,700				
121	300,900	346,100				
定年前再雇用短 時間勤務職員	218,500	259,700	284,500	327,000	385,700	524,500

備考 研究所等で試験研究又は調査研究業務並びに開発調査又は技術 開発業務に従事する職員に適用する。

### 別表第5(第5条第1項第5号関係) 教育職員俸給表

		教育職員			
職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号俸	俸給月額(円)	俸給月額(円)	俸給月額(円)	俸給月額(円)	俸給月額(円)
1	233,100	290,700	335,600	410,200	535,900
2	235,400	293,300	338,500	412,500	538,900
3	237,600	295,700	341,500	414,600	542,000
4	239,600	298,000	344,500	416,700	545,100
5	241,700	300,300	347,400	418,600	548,100
6	243,400	302,600	349,800	421,000	550,500
7	245,100	304,700	352,300	423,200	553,000
8	246,900	306,900	354,700	425,500	555,400
9	249,000	309,200	357,200	427,200	557,700
10	251,300	311,600	359,800	429,700	559,500
11	253,600	314,000	362,400	431,900	561,400
12	255,600	316,400	365,200	434,100	563,300
13	257,700	318,700	367,800	435,500	565,000
14	260,100	320,700	369,500	437,700	566,400
15	262,400	322,700	371,700	439,900	567,700
16	264,700	324,400	373,900	442,200	568,900
17	266,600	326,400	375,600	444,300	570,200
18	269,400	328,200	377,600	446,600	571,000
19	272,200	330,000	379,600	448,800	571,700
20	274,900	331,700	381,400	451,100	572,400
21	277,600	333,100	383,200	453,100	573,200
22	280,200	335,500	384,700	455,400	
23	282,700	337,600	385,900	457,800	
24	285,100	339,800	387,100	460,100	
25	287,500	341,600	388,200	462,100	
26	290,000	343,500	389,900	464,200	
27	292,400	345,600	391,600	466,300	
28	294,900	347,700	393,300	468,400	
29	297,300	349,600	395,000	470,400	
30	299,600	351,500	396,600	472,700	
31 32	301,800	353,300	398,000	474,900	
	304,000	355,000	399,300	476,800	
33	306,200	356,900	400,900	478,700	
34 35	308,400			480,800	
36	310,900 313,100	360,000 361,400	404,000 405,700	483,000 485,000	
37	315,400	362,800	406,800		
38	316,700	364,800	400,800	487,100	
39	318,300	366,700	409,800	489,100 491,000	
40	319,700	368,400	411,000	492,900	
41	321,100	370,100	411,900	494,900	
42	321,500	370,100	413,500	496,800	
43	321,900	373,500	415,000	498,500	
44	322,300	374,900	416,600	500,400	
45	322,900	376,600	417,900	502,300	
46	323,400	378,300	419,400	504,100	
47	324,200	379,800	420,800	505,900	
48	325,000	381,300	422,300	507,700	
49	325,600	382,800	423,600	509,400	
50	326,300	384,400	424,800	511,100	
51	327,000	385,900	426,100	512,900	
52	327,700	387,500	427,300	514,800	
53	328,700	388,600	428,000	516,300	
54	329,400	390,100	428,900	517,900	
55	329,800	391,500	429,800	519,600	
56	330,400	393,100	430,700	521,200	
57	330,800	394,400	431,500	522,800	

-					
58	331,500	395,800	432,400	524,100	
59	332,200	397,100	433,300	525,400	
60	332,800	398,400	434,100	526,600	
61	333,500	399,600	434,800	527,800	
62	334,400	401,000	435,700	528,800	
63	335,300	402,400	436,700	529,800	
64	336,100	403,800	437,600	530,800	
65	336,800	404,800	438,500	531,400	
66	337,800	405,900	439,400	532,300	
67	338,500	406,900	440,400	533,200	
68	339,500	408,000	441,300	534,100	
69	340,100	408,900	442,300	535,000	
70	341,000	409,700	443,300	535,800	
71	341,900	410,500	444,200	536,500	
72	342,800	411,200	445,200	537,000	
73	343,100	411,900	446,200	537,700	
74	344,100	412,800	447,100	538,200	
75	345,100	413,600	448,000	539,000	
76	346,100	414,300	449,000	539,600	
77	347,100	414,900	449,800	540,100	
78	348,000	415,300	450,300	040,100	
79	348,900	415,600	450,300		
80	348,900	415,900	451,600		
80	349,800	416,200	451,600		
82	351,600	416,500	452,400		
83					
	352,500	416,700	453,400		
84	353,400	417,000	454,000		
85 86	354,000	417,200	454,400		
	354,600	417,500	454,700		
87	355,200	417,800	455,000		
88	355,800	418,100	455,300		
89	356,300	418,300	455,600		
90	356,700	418,600			
91	357,100	418,900			
92	357,500	419,200			
93	357,900	419,400			
94	358,300	419,700			
95	358,800	420,000			
96	359,200	420,300			
97	359,800	420,500			
98	360,300	420,800			
99	360,700	421,100			
100	361,200	421,300			
101	361,600	421,500			
102	362,100	421,800			
103	362,400	422,100			
104	362,800	422,300			
105	363,300	422,500			
106	363,700				
107	364,200				
108	364,700				
109	365,100				
110	365,600				
111	366,100				
112	366,500				
113	366,900				
114	367,300				
115	367,800				
116	368,200				
117	368,600				
118	369,000				

119	369,500				
120	369,900				
121	370,200				
122	370,600				
123	371,100				
124	371,400				
125	371,800				
126	372,300				
127	372,800				
128	373,200				
129	373,600	·	-	·	
定年前再雇用短 時間勤務職員	283,800	294,800	316,800	401,000	535,500

備考 教授、准教授、講師、助教及び助手(船舶職員俸給表の適用を受ける者を除く。)に適用する。

#### 別表第6(第5条第1項第6号関係) 看護職員俸給表

	看護職員	【俸稻衣	
職務の級	1級	2級	3級
号俸	俸給月額(円)	俸給月額(円)	俸給月額(円)
1	183,500	211,000	253,600
2	184,900	212,900	255,000
3	186,400	214,900	256,500
4	187,800	216,800	257,900
5	189,300	218,800	259,100
6			
	190,800	220,600	259,900
7	192,300	222,400	260,700
8	193,800	224,100	261,400
9	195,000	225,800	262,100
10	196,700	227,200	262,800
11	198,300	228,500	263,600
12	199,800	229,400	264,300
13	201,200	230,800	265,100
14	203,200	231,800	266,000
15	205,300	232,800	266,800
16	207,300	233,700	267,700
17	209,300	234,800	268,200
18	211,300	236,200	269,000
19	213,400	237,600	269,800
20	215,400	238,700	270,600
21	217,300	239,800	271,300
22	219,000	241,400	272,000
23	220,700	243,100	272,700
24	222,400	244,500	273,500
25	223,700	245,700	274,300
26	225,000	247,000	275,000
27	226,100	248,400	275,800
28	227,100	249,700	276,600
29	228,200	251,100	277,600
30	229,000	252,100	278,700
31	229,800	252,900	280,100
32	230,500	253,600	281,300
33	231,600	254,400	282,500
34	232,800	255,300	283,800
35	233,900	256,200	284,900
36	234,900	256,900	286,100
37	235,900	257,600	287,500
38	237,200	258,500	288,600
39	238,500	259,400	289,700
40	239,700	260,300	290,700
41	240,500	260,700	291,700
42	241,500	261,500	292,900
43	242,500	262,300	294,100
44	243,500	263,000	295,300
45	244,500	263,700	296,400
46	245,500	264,400	297,700
47	246,400	265,100	299,000
48	247,200	265,800	300,200
49	248,000	266,500	301,300
50	248,900	267,300	302,500
51	249,800	268,000	303,700
52	250,600	268,900	305,000
53	251,200	269,800	306,400
54	252,100	270,900	307,700
55	253,000	272,000	309,000
56	253,800	273,200	310,200
57	254,500	274,400	311,000
<u> </u>	_01,000	1,100	011,000

58	255,400	275,800	312,200
59	256,000	277,100	313,400
60	256,800	278,400	314,800
61	257,500	279,600	315,900
62	258,200	280,800	317,200
63	258,900	281,900	318,400
64	259,600	283,000	319,600
65	260,200	284,000	320,800
66			
	260,900	285,200	322,100
67	261,500	286,400	323,300
68	262,100	287,400	324,500
69	262,700	288,400	325,200
70	263,300	289,800	326,300
71	264,100	291,100	327,400
72	264,900	292,300	328,300
73	266,100	293,300	329,400
74	267,200	294,600	330,100
75	268,200	295,800	331,200
76	269,200	297,000	332,300
77	270,100	298,300	333,400
78	271,000	299,500	334,600
79	271,900	300,700	335,700
80	272,800	301,900	336,800
81	273,600	302,400	337,900
82	274,500	303,600	339,000
83	275,400	304,700	340,000
84	276,000	305,800	341,100
85	276,700	306,900	342,000
86	277,400	308,100	343,000
87	278,100	309,300	343,900
88	278,800	310,400	344,900
89	279,600	311,500	345,800
90	280,400	312,700	346,600
91	281,200	313,900	347,400
92	282,000	315,000	348,200
93	282,800	315,800	348,800
94	283,800	316,500	349,400
95	284,700	317,200	350,100
96	285,600	317,800	350,700
97	286,200	318,300	351,100
98	286,800	318,600	351,500
99	287,400	319,200	352,000
100	288,300	319,800	352,400
101	289,100	320,200	352,900
102	289,900	320,800	353,300
103	290,700	321,400	353,800
104	291,500	321,900	354,200
105	292,100	322,300	354,500
106	292,600	322,800	355,000
107	293,100	323,300	355,400
107	293,500	323,800	355,700
109	293,700	324,200	356,200
110	294,000	324,600	356,700
111	294,200	324,900	357,200
112	294,500	325,200	357,700
113	294,800	325,500	358,200
114	295,000	325,900	358,700
115	295,300	326,300	359,200
116	295,500	326,600	359,600
117	295,800	326,800	360,000
118	296,100	327,100	360,400
110	200,100	021,100	550,100

119	296,400	327,500	360,900
120	296,700	327,700	361,400
121	297,000	327,900	361,800
122	297,400	328,200	362,300
123	297,700	328,500	362,800
124	298,100	328,800	363,300
125	298,300	329,000	363,600
126	298,500	329,300	
127	298,800	329,700	
128	299,200	329,900	
129	299,400	330,100	
130	299,700	330,300	
131	300,100	330,700	
132	300,500	330,900	
133	300,700	331,200	
134	301,000	331,600	
135	301,400	332,000	
136	301,700	332,400	
137	301,900	332,700	
138	302,200	333,100	
139	302,600	333,500	
140	302,900	333,900	
141	303,100	334,200	
142	303,500	334,600	
143	303,900	334,900	
144	304,200	335,300	
145	304,400	335,600	
146	304,600	336,000	
147	304,900	336,400	
148	305,300	336,800	
149	305,500	337,100	
150	305,700	337,500	
151	306,000	337,900	
152	306,300	338,300	
153	306,700	338,600	
154	306,900		
155	307,100		
156	307,400		
157	307,700		
158	308,000		
159	308,300		
160	308,600		
161	309,000		
162	309,300		
163	309,600		
164	309,900		
165	310,300		
166	310,600		
167	310,900		
168	311,200		
169	311,600		
定年前再雇用短時間勘察職員	236,100	256,400	263,600
時間勤務職員	· .	•	<u> </u>

備考 准看護師、看護師及び保健師に適用する。

#### 別表第7(第5条第1項第7号関係) 指定職員俸給表

号俸	俸給月額(円)
1	520,000
2	577,000
3	639,000
4	708,000
5	763,000
6	820,000

備考 この表は、水産大学校校長に適用する。

#### 別表第8(第32条第1項及び第6項関係)

地域の区分	地 域
1級地	北海道中川郡美深町、北海道斜里郡清里町、北海道河西郡更別村、北海道川上郡標茶町、北海道阿寒郡鶴居村、北海道標津郡中標津町
2級地	北海道札幌市、北海道千歳市、北海道釧路市、北海道二海郡八雲町、北海道島牧郡島牧村、北海道標津郡標津町、北海道枝幸郡枝幸町
3級地	北海道日高郡新ひだか町
4級地	青森県八戸市

附則別表第1 職務の級の切替表 (附則第2項関係)

俸	給	表	旧	級	新	級
			1	級	1	√π
			2	級	1	級
	3 級	級	2	級		
			4	級	2	公式
	磁 昌 俦	員 俸 給 表	5	級	3	級
一	戚 貝 俗	和衣	6	級	4	級
			7	級	5	級
			8	級	6	級
			9	級	7	級
			10	級	8	級
			11	級	9	級
			11	ЛУХ	10	級
			3	級	3	級
<b>垃圾</b>	技術専門職員俸給表		4	級	ט	1/9/X
17 101 -	FI TAK E A	学小日本文	5	級	4	級
			6	級	5	級
	職俸		5	級	5	級
19月 九	相以 (1年)	19日 (4)	J	ЛУX	6	級

附則別表第2 旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に2の職務の級が掲げられている職務の級である職員以外の職員の号俸の切替表 (附則第3項関係)

ア 一般職員俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	日 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
• 11	経過期間	_ /12*	_ /154								
	3月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
,	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
1	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上	-1	0.5	5	1	9		1	1	1	1
	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月以上6月未満 6月以上9月未満	3	26 27	6 7	3	10	1	1	1	1	1
2	9月以上12月未満		28	8	4	11 12	1 1	1	1 1	1	1
	12月以上	4 5	29	9	5	13		1	1	1	1
	3月未満	5 5	29	9	5 5	13	1 1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6			6		2				
3	6月以上9月未満	7	30	10 11	7	14 15	3	1 1	1 1	1	1 1
J	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
4	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
1	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
5	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
6	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
7	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
8	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
9	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
10	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17

	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
11	6月以上9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月未満	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
12	6月以上9月未満	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月未満	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
13	6月以上9月未満	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月未満	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
14	6月以上9月未満	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月未満	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未満	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
15	6月以上9月未満	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
	3月未満	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上6月未満	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
16	6月以上9月未満	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未満	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85 95	65	57	69	57 57	53 F2	49	45	
	3月未満 3月以上6月未満		85 86	65 66	57 57	69 70	57 58	53	49 50	45	
17	6月以上9月未満		87	67	58	71	59	54 55	51	46 47	
11	9月以上12月未満		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月未満		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上6月未満		90	70	59	74	62	58	54	50	
18	6月以上9月未満		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未満		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
	3月未満		93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上6月未満		93	74	61	78	66	62	58		
19	6月以上9月未満		93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月未満		93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
	3月未満			77	62	81	69	65	61		
	3月以上6月未満			78	62	82	70	66	62		
20	6月以上9月未満			79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未満			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		
	3月未満			81	63	85	73	69	65		
	3月以上6月未満			82	64	86	74	70	66		
21	6月以上9月未満	-		83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未満			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		

			0=				1	1	т і
	3月未満	85	65	89	77	73			
	3月以上6月未満	86	65	90	78	74			
22	6月以上9月未満	87	66	91	79	75			
	9月以上12月未満	88	66	92	80	76			
	12月以上	89	67	93	81	77			
	3月未満	89	67	93	81				
	3月以上6月未満	90	67	94	82				
23	6月以上9月未満	91	68	95	83				
	9月以上12月未満	92	68	96	84				
	12月以上	93	69	97	85				
	3月未満	93	69	97	85				
	3月以上6月未満	94	70	98	86				
24	6月以上9月未満	95	71	99	87				
	9月以上12月未満	96	72	100	88				
	12月以上	97	73	101	89				
	3月未満	97	73	101	0.0				
	3月以上6月未満	98	73	102					
25	6月以上9月未満	99	74	103					
20	9月以上12月未満	100	74	103					
	12月以上	101	75	104					
	3月未満		75	105					
		101							
9.6	3月以上6月未満	102	75 76	106					
26	6月以上10日未満	103	76	107					
	9月以上12月未満	104	76	108					
	12月以上	105	77	109					
	3月未満	105	77						
	3月以上6月未満	106	78						
27	6月以上9月未満	107	79						
	9月以上12月未満	108	80						
	12月以上	109	81						
	3月未満	109	81						
	3月以上6月未満	110	82						
28	6月以上9月未満	111	83						
	9月以上12月未満	112	84						
	12月以上	113	85						
	3月未満	113							
	3月以上6月未満	114							
29	6月以上9月未満	115							
	9月以上12月未満	116							
	12月以上	117							
	3月未満	117							
	3月以上6月未満	118							
30	6月以上9月未満	119							
	9月以上12月未満	120							
	12月以上	121							
	3月未満	121							
	3月以上6月未満	122							
31	6月以上9月未満	123						1	
	9月以上12月未満	124						1	
	12月以上	125							
	3月未満	125							
	3月以上6月未満	125							
32	6月以上9月未満	125					<del>                                     </del>	1	$\vdash$
02	9月以上12月未満	125						1	
	12月以上	125							
	14万以上	 179		<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	L	<u> </u>	<u>.                                    </u>

イ 技術専門職員俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級経過期間	1級	2級	3級	4 級	5級	6級
	3月未満		1	1	5	1	1
	3月以上6月未満		1	1	6	1	1
1	6月以上9月未満		1	1	7	1	1
	9月以上12月未満		1	1	8	1	1
	12月以上		1	1	9	1	1
	3月未満	1	1	1	9	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	10	1	1
2	6月以上9月未満	3	3	1	11	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	12	1	1
	12月以上	5	5	1	13	1	1
	3月未満	5	5	1	13	1	1
0	3月以上6月未満	6	6	2	14	1	1
3	6月以上9月未満	7	7	3	15	1	1
	9月以上12月未満 12月以上	8	8	4	16	1	1
	3月未満	9	9	5 5	17 17	1 1	1 1
	3月以上6月未満	10	10	6	18	1	1
4	6月以上9月未満	11	11	7	19	1	1
	9月以上12月未満	12	12	8	20	1	1
	12月以上	13	13	9	21	1	1
	3月未満	13	13	9	21	1	1
	3月以上6月未満	14	14	10	22	2	1
5	6月以上9月未満	15	15	11	23	3	1
	9月以上12月未満	16	16	12	24	4	1
	12月以上	17	17	13	25	5	1
	3月未満	17	17	13	25	5	1
	3月以上6月未満	18	18	14	26	6	2
6	6月以上9月未満	19	19	15	27	7	3
	9月以上12月未満	20	20	16	28	8	4
	12月以上	21	21	17	29	9	5
	3月未満	21	21	17	29	9	5
7	3月以上6月未満	22	22	18	30	10	6 7
7	6月以上9月未満 9月以上12月未満	23	23 24	19 20	31 32	11 12	8
	12月以上	25	25	21	33	13	9
	3月未満	25	25	21	33	13	9
	3月以上6月未満	26	26	22	34	14	10
8	6月以上9月未満	27	27	23	35	15	11
	9月以上12月未満	28	28	24	36	16	12
	12月以上	29	29	25	37	17	13
	3月未満	29	29	25	37	17	13
	3月以上6月未満	30	30	26	38	18	14
9	6月以上9月未満	31	31	27	39	19	15
	9月以上12月未満	32	32	28	40	20	16
	12月以上	33	33	29	41	21	17
	3月未満	33	33	29	41	21	17
1.0	3月以上6月未満	34	34	30	42	22	18
10	6月以上9月未満	35	35	31	43	23	19
	9月以上12月未満 12月以上	36 37	36 37	32 33	44	24 25	20
-	3月未満	37	37	33	45 45	25 25	21 21
	3月以上6月未満	38	38	34	46	26	22
11	6月以上9月未満	39	39	35	47	27	23
	9月以上12月未満	40	40	36	48	28	24
	12月以上	41	41	37	49	29	25
	10/1 WT	11	41	J 01	±0	40	20

	0.11 + 1#:	4.1	4.1	0.7	40	0.0	0.5
	3月未満	41	41	37	49	29	25
1.0	3月以上6月未満	42	42	38	50	30	26
12	6月以上9月未満	43	43	39	51	31	27
	9月以上12月未満	44	44	40	52	32	28
	12月以上	45	45	41	53	33	29
	3月未満	45	45	41	53	33	29
	3月以上6月未満	46	46	42	54	34	30
13	6月以上9月未満	47	47	43	55	35	31
	9月以上12月未満	48	48	44	56	36	32
	12月以上	49	49	45	57	37	33
	3月未満	49	49	45	57	37	33
	3月以上6月未満	50	50	46	58	38	34
14	6月以上9月未満	51	51	47	59	39	35
	9月以上12月未満	52	52	48	60	40	36
	12月以上	53	53	49	61	41	37
	3月未満	53	53	49	61	41	37
	3月以上6月未満	54	54	50	62	42	38
15	6月以上9月未満	55	55	51	63	43	39
	9月以上12月未満	56	56	52	64	44	40
	12月以上	57	57	53	65	45	41
	3月未満	57	57	53	65	45	41
	3月以上6月未満	58	58	54	66	46	42
16	6月以上9月未満	59	59	55	67	47	43
	9月以上12月未満	60	60	56	68	48	44
	12月以上	61	61	57	69	49	45
	3月未満	61	61	57	69	49	45
	3月以上6月未満	62	62	58	70	50	46
17	6月以上9月未満	63	63	59	71	51	47
	9月以上12月未満	64	64	60	72	52	48
	12月以上	65	65	61	73	53	49
	3月未満	65	65	61	73	53	49
	3月以上6月未満	66	66	62	74	54	50
18	6月以上9月未満	67	67	63	75	55	51
	9月以上12月未満	68	68	64	76	56	52
	12月以上	69	69	65	77	57	53
	3月未満	69	69	65	77	57	53
	3月以上6月未満	70	70	65	78	58	54
19	6月以上9月未満	71	71	66	79	59	55
	9月以上12月未満	72	72	66	80	60	56
	12月以上	73	73	67	81	61	57
	3月未満	73	73	67	81	61	57
	3月以上6月未満	74	74	67	82	62	58
20	6月以上9月未満	75	75	68	83	63	59
	9月以上12月未満	76	76	68	84	64	60
	12月以上	77	77	69	85	65	61
	3月未満	77	77	69	85	65	61
	3月以上6月未満	78	78	70	86	66	62
21	6月以上9月未満	79	79	71	87	67	63
	9月以上12月未満	80	80	72	88	68	64
	12月以上	81	81	73	89	69	65
	3月未満	81	81	73	89	69	65
	3月以上6月未満	82	82	73	90	70	66
22	6月以上9月未満	83	83	74	91	71	67
	9月以上12月未満	84	84	74	92	72	68
	12月以上	85	85	75	93	73	69

	3月未満	85	85	75	93	73	69
	3月以上6月未満	86	86	75	94	74	69
23	6月以上9月未満	87	87	76	95	75	69
	9月以上12月未満	88	88	76	96	76	69
	12月以上	89	89	77	97	77	69
	3月未満	89	89	77	97	77	
	3月以上6月未満	90	90	77	98	78	
24	6月以上9月未満	91	91	78	99	79	
	9月以上12月未満	92	92	78	100	80	
	12月以上	93	93	79	101	81	
	3月未満	93	93	79	101	81	
	3月以上6月未満	94	94	79	102	82	
25	6月以上9月未満	95	95	80	103	83	
	9月以上12月未満	96	96	80	104	84	
	12月以上	97	97	81	105	85	
	3月未満	97	97	81	105	85	
	3月以上6月未満	98	98	82	106	86	
26	6月以上9月未満	99	99	83	107	87	
	9月以上12月未満	100	100	84	108	88	
	12月以上	101	101	85	109	89	
	3月未満	101	101	85	109	89	
	3月以上6月未満	102	102	85	110	90	
27	6月以上9月未満	103	103	86	111	91	
	9月以上12月未満	104	104	86	112	92	
	12月以上	105	105	87	113	93	
	3月未満	105	105	87	113		
	3月以上6月未満	106	106	87	114		
28	6月以上9月未満	107	107	88	115		
	9月以上12月未満	108	108	88	116		
	12月以上	109	109	89	117		
	3月未満	109	109	89	117		
0.0	3月以上6月未満	110	110	90	118		
29	6月以上9月未満	111	111	91	119		
	9月以上12月未満	112	112	92	120		
	12月以上	113	113	93	121		
	3月未満	113	113	93	121		
0.0	3月以上6月未満	114	114	93	122		
30	6月以上19月未満	115	115	94	123		
	9月以上12月未満 12月以上	116	116	94	124		
		117	117	95	125		
	3月未満 3月以上6月未満	117 118	117 118	95 95	125 126		
31	6月以上9月未満	119	119	96	127		
91	9月以上12月未満	120	120	96	128		
	12月以上	121	121	97	129		
	3月未満	121	121	31	143		
	3月以上6月未満	121	121				
32	6月以上9月未満	121	123				
02	9月以上12月未満	121	124				
	12月以上	121	125				
	3月未満	121	125				
	3月以上6月未満		126				
33	6月以上9月未満		127				
	9月以上12月未満		128				

ウ 船舶職員俸給表(一)の適用を受ける職員の新号俸

ウ船舶職	は員俸給表(一)のi	<b></b> 固用を安け	して職員の	新 方 答				
旧号俸	旧級	1級	2級	3級	4 XT	5級	6級	7 XT
旧万悴	経過期間	1 7枚	乙叔	3 救	4級	3 秘	り救	7級
	3月未満			1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1	1
1	6月以上9月未満			1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1	1
	12月以上	-1	-	1	1	1	1	1
	3月未満	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1	1	1
2	6月以上9月未満	3	3	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満		4	4	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1	1
	3月未満	5	5	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1	1	1
3	6月以上9月未満	7	7	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1	1
	3月未満	9	9	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	1	1	1
4	6月以上9月未満	11	11	11	7	1	1	1
	9月以上12月未満	12	12	12	8	1	1	1
	12月以上	13	13	13	9	1	1	1
	3月未満	13	13	13	9	1	1	1
	3月以上6月未満	14	14	14	10	2	1	1
5	6月以上9月未満	15	15	15	11	3	1	1
	9月以上12月未満	16	16	16	12	4	1	1
	12月以上	17	17	17	13	5	1	1
		17	17		13	5		1
	3月未満			17			1	
C	3月以上6月未満	18	18	18	14	6	2	1
6	6月以上9月未満	19	19	19	15	7	3	1
	9月以上12月未満	20	20	20	16	8	4	1
	12月以上	21	21	21	17	9	5	1
	3月未満	21	21	21	17	9	5	1
	3月以上6月未満	22	22	22	18	10	6	1
7	6月以上9月未満	23	23	23	19	11	7	1
	9月以上12月未満	24	24	24	20	12	8	1
	12月以上	25	25	25	21	13	9	1
	3月未満	25	25	25	21	13	9	1
	3月以上6月未満	26	26	26	22	14	10	2
8	6月以上9月未満	27	27	27	23	15	11	3
	9月以上12月未満	28	28	28	24	16	12	4
	12月以上	29	29	29	25	17	13	5
	3月未満	29	29	29	25	17	13	5
	3月以上6月未満	30	30	30	26	18	14	6
9	6月以上9月未満	31	31	31	27	19	15	7
	9月以上12月未満	32	32	32	28	20	16	8
	12月以上	33	33	33	29	21	17	9
	3月未満	33	33	33	29	21	17	9
	3月以上6月未満	34	34	34	30	22	18	10
10	6月以上9月未満	35	35	35	31	23	19	11
10	9月以上12月未満	36	36	36	32	24	20	12
	12月以上	37	37	37	33		21	
		37				25		13
	3月未満		37	37	33	25	21	13
1.1	3月以上6月未満	38	38	38	34	26	22	14
11	6月以上9月未満	39	39	39	35	27	23	15
	9月以上12月未満	40	40	40	36	28	24	16
	12月以上	41	41	41	37	29	25	17

	9.日土港	41	<i>A</i> 1	4.1	27	20	9.5	17
	3月未満	41	41	41	37	29	25	17
12	3月以上6月未満	42	42	42	38	30	26	18
12	6月以上9月未満 9月以上12月未満	43	43	43 44	39	31 32	27	19 20
		44	44		40		28 29	
	12月以上	45 45	45 45	45 45	41	33 33	29	21 21
	3月未満				41			22
13	3月以上6月未満	46 47	46 47	46	42	34 35	30	23
13	6月以上9月未満			47		36	31	
	9月以上12月未満 12月以上	48	48 49	48 49	44 45	37	32	24 25
	3月未満	49	49	49	45	37	33	25
	3月以上6月未満	50	50	50	46	38	34	26
14	6月以上9月未満	51	51	51	47	39	35	27
14	9月以上12月未満	52	52	52	48	40	36	28
	12月以上	53	53	53	48	41	37	29
	3月未満	53	53	53	49	41	37	29
	3月以上6月未満	54	54	54	50	42	38	29
15	6月以上9月未満	55	55	55	51	43	39	29
10	9月以上12月未満	56	56	56	52	43	40	29
	12月以上	57	57	57	53	45	41	29
	3月未満	57	57	57	53	45	41	29
	3月以上6月未満	58	58	58	54	46	42	
16	6月以上9月未満	59	59	59	55	47	43	
10	9月以上12月未満	60	60	60	56	48	43	
	12月以上	61	61	61	57	49	45	
	3月未満	61	61	61	57	49	45	
	3月以上6月未満	62	62	62	58	50	46	
17	6月以上9月未満	63	63	63	59	51	47	
11	9月以上12月未満	64	64	64	60	52	48	
	12月以上	65	65	65	61	53	49	
	3月未満	65	65	65	61	53	49	
	3月以上6月未満	66	66	66	62	54	50	
18	6月以上9月未満	67	67	67	63	55	51	
10	9月以上12月未満	68	68	68	64	56	52	
	12月以上	69	69	69	65	57	53	
	3月未満	69	69	69	65	57	53	
	3月以上6月未満	69	69	70	66	58	54	
19	6月以上9月未満	69	69	71	67	59	55	
	9月以上12月未満	69	69	72	68	60	56	
	12月以上	69	69	73	69	61	57	
	3月未満			73	69	61	57	
	3月以上6月未満			74	70	62	57	
20	6月以上9月未満			75	71	63	57	
	9月以上12月未満			76	72	64	57	
	12月以上			77	73	65	57	
	3月未満			77	73	65		
	3月以上6月未満			78	74	66		
21	6月以上9月未満			79	75	67		
	9月以上12月未満			80	76	68		
	12月以上			81	77	69		
	3月未満			81	77	69		
	3月以上6月未満			82	78	70		
22	6月以上9月未満			83	79	71		
			1		0.0	70		
	9月以上12月未満			84	80	72		ļ

				r	, ,
	3月未満	85	81	73	
	3月以上6月未満	86	82	73	
23	6月以上9月未満	87	83	73	
	9月以上12月未満	88	84	73	
	12月以上	89	85	73	
	3月未満	89	85		
	3月以上6月未満	90	86		
24	6月以上9月未満	91	87		
	9月以上12月未満	92	88		
	12月以上	93	89		
	3月未満	93	89		
	3月以上6月未満	94	89		
25	6月以上9月未満	95	89		
	9月以上12月未満	96	89		
	12月以上	97	89		
	3月未満	97			
	3月以上6月未満	98			
26	6月以上9月未満	99			
	9月以上12月未満	100			
	12月以上	101			
	3月未満	101			
	3月以上6月未満	101			
27	6月以上9月未満	101			
	9月以上12月未満	101			
	12月以上	101			
			l .	1	

エ 船舶職員俸給表(二)の適用を受ける職員の新号俸

工 船舶閘	は 負俸給表(二)の 近	西用を交ける	の極貝の新	<b>万</b> 悴			
旧号俸	日 級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	3月未満			1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1
1	6月以上9月未満			1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1
	3月未満	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	1	1	1	1	1
2	6月以上9月未満	3	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満		1	1	1	1	1
	12月以上	5	1	1	1	1	1
	3月未満	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	2	2	1	1	1
3	6月以上9月未満		3	3	1	1	1
· ·	9月以上12月未満	8	4	4	1	1	1
	12月以上	9	5	5	1	1	1
	3月未満	9	<u> </u>	5 5	1	1	1
	3月以上6月未満	10	6	6	2	1	1
4	6月以上9月未満		7	7	3	1	1
4			8	8		1	
	9月以上12月未満12月以上	12 13	9	9	4 5	1	1 1
	3月未満	13	9	9	5	1	1
			10		6	2	1
5	3月以上6月未満			10	7		
Э	6月以上9月未満		11	11		3	1
	9月以上12月未満	16	12	12	8	4	1
	12月以上	17	13	13	9	5	1
	3月未満	17	13	13	9	5	1
6	3月以上6月未満	18	14	14	10	6	2
О	6月以上9月未満		15	15	11	7	3
	9月以上12月未満		16	16	12	8	4
	12月以上	21	17	17	13	9	5
	3月未満	21	17	17	13	9	5
7	3月以上6月未満	22	18	18	14	10	6
7	6月以上9月未満		19	19	15	11	7
	9月以上12月未満		20	20	16	12	8
	12月以上	25	21	21	17	13	9
	3月未満	25	21	21	17	13	9
0	3月以上6月未満	26	22	22	18	14	10
8	6月以上9月未満		23	23	19	15	11
	9月以上12月未満	28	24	24	20	16	12
	12月以上	29	25	25	21	17	13
	3月未満	29	25	25	21	17	13
0	3月以上6月未満	30	26	26	22	18	14
9	6月以上9月未満	31	27	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	28	28	24	20	16
	12月以上	33	29	29	25	21	17
	3月未満	33	29	29	25 26	21	17
1.0	3月以上6月未満	34	30	30	26	22	18
10	6月以上9月未満		31	31	27	23	19
	9月以上12月未満	36	32	32	28	24	20
	12月以上	37	33	33	29	25	21
	3月未満	37	33	33	29	25	21
	3月以上6月未満	38	34	34	30	26	22
11	6月以上9月未満	39	35	35	31	27	23
	9月以上12月未満		36	36	32	28	24
	12月以上	41	37	37	33	29	25

	3月未満	41	37	37	33	29	25
	3月以上6月未満	42	38	38	34	30	26
12	6月以上9月未満	43	39	39	35	31	27
12	9月以上12月未満	44	40	40	36	32	28
	12月以上	45	41	41	37	33	29
	3月未満	45	41	41	37	33	29
	3月以上6月未満	46	42	42	38	34	30
13	6月以上9月未満	47	43	43	39	35	31
10	9月以上12月未満	48	44	44	40	36	32
	12月以上	49	45	45	41	37	33
	3月未満	49	45	45	41	37	33
	3月以上6月未満	50	46	46	42	38	34
14	6月以上9月未満	51	47	47	43	39	35
	9月以上12月未満	52	48	48	44	40	36
	12月以上	53	49	49	45	41	37
	3月未満	53	49	49	45	41	37
	3月以上6月未満	54	50	50	46	42	38
15	6月以上9月未満	55	51	51	47	43	39
	9月以上12月未満	56	52	52	48	44	40
	12月以上	57	53	53	49	45	41
	3月未満	57	53	53	49	45	41
	3月以上6月未満	58	54	54	50	46	42
16	6月以上9月未満	59	55	55	51	47	43
	9月以上12月未満	60	56	56	52	48	44
	12月以上	61	57	57	53	49	45
	3月未満	61	57	57	53	49	45
	3月以上6月未満	62	58	58	54	50	46
17	6月以上9月未満	63	59	59	55	51	47
	9月以上12月未満	64	60	60	56	52	48
	12月以上	65	61	61	57	53	49
	3月未満	65	61	61	57	53	49
	3月以上6月未満	66	62	62	58	54	50
18	6月以上9月未満	67	63	63	59	55	51
	9月以上12月未満	68	64	64	60	56	52
	12月以上	69	65	65	61	57	53
	3月未満	69	65	65	61	57	53
	3月以上6月未満	70	66	66	62	58	54
19	6月以上9月未満	71	67	67	63	59	55
	9月以上12月未満	72	68	68	64	60	56
	12月以上	73	69	69	65	61	57 57
	3月未満	73	69 70	69 70	65	61	57 58
20	3月以上6月未満	74	70	70	66 67	62	58 50
20	6月以上9月未満 9月以上12月未満	75 76	71 72	71 72	68	63 64	59 60
	12月以上	77	73	73	69	65	61
	3月未満	77	73	73	69	65	61
	3月以上6月未満	78	74	74	70	66	62
21	6月以上9月未満	79	75	75	70	67	63
21	9月以上12月未満	80	76	76	72	68	64
	12月以上	81	77	77	73	69	65
	3月未満	81	77	77	73	69	65
	3月以上6月未満	82	78	78	74	70	66
22	6月以上9月未満	83	79	79	75	71	67
	9月以上12月未満	84	80	80	76	72	68
	12月以上	85	81	81	77	73	69
			. 01	01	• • •		

	3月未満	85	81	81	77	73	69
	3月以上6月未満	85	82	82	78	74	69
23	6月以上9月未満	85	83	83	79	75	69
	9月以上12月未満	85	84	84	80	76	69
	12月以上	85	85	85	81	77	69
	3月未満		85	85	81	77	
	3月以上6月未満		86	86	82	78	
24	6月以上9月未満		87	87	83	79	
	9月以上12月未満		88	88	84	80	
	12月以上		89	89	85	81	
	3月未満		89	89	85	81	
	3月以上6月未満		90	90	86	82	
25	6月以上9月未満		91	91	87	83	
	9月以上12月未満		92	92	88	84	
	12月以上		93	93	89	85	
	3月未満		93	93	89	85	
	3月以上6月未満		94	94	90	86	
26	6月以上9月未満		95	95	91	87	
	9月以上12月未満		96	96	92	88	
	12月以上		97	97	93	89	
	3月未満		97	97	93	89	
	3月以上6月未満		98	98	94	89	
27	6月以上9月未満		99	99	95	89	
	9月以上12月未満		100	100	96	89	
	12月以上		101	101	97	89	
	3月未満		101	101	97		
	3月以上6月未満		102	102	98		
28	6月以上9月未満		103	103	99		
	9月以上12月未満		104	104	100		
	12月以上		105	105	101		
	3月未満		105	105	101		
	3月以上6月未満		105	106	102		
29	6月以上9月未満		105	107	103		
	9月以上12月未満		105	108	104		
	12月以上		105	109	105		
	3月未満			109			
0.0	3月以上6月未満			110			
30	6月以上9月未満			111			
	9月以上12月未満			112			
	12月以上			113			
	3月未満			113			
0.1	3月以上6月未満			113			
31	6月以上9月未満			113			
	9月以上12月未満			113			
	12月以上			113			

オ 研究職員俸給表の適用を受ける職員の新号俸

才 研究職	<b>貴俸給表の適用を</b> 受	でける職員の新ち	7 答		
旧号俸	旧級	1級	2級	3級	4級
旧分件	経過期間	1 ///X	2 /lyx	O AYX	4 ///
	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
1	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1
2	6月以上9月未満	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
	3月未満	<u>5</u>	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	1
3		7	7	3	
٥	6月以上9月未満				1
	9月以上12月未満	8	8	4	1
	12月以上	9	9	5	1
	3月未満	9	9	5	1
4	3月以上6月未満	10	10	6	1
4	6月以上9月未満	11	11	7	1
	9月以上12月未満	12	12	8	1
	12月以上	13	13	9	1
	3月未満	13	13	9	1
	3月以上6月未満	14	14	10	2
5	6月以上9月未満	15	15	11	3
	9月以上12月未満	16	16	12	4
	12月以上	17	17	13	5
	3月未満	17	17	13	5
	3月以上6月未満	18	18	14	6
6	6月以上9月未満	19	19	15	7
	9月以上12月未満	20	20	16	8
	12月以上	21	21	17	9
	3月未満	21	21	17	9
	3月以上6月未満	22	22	18	10
7	6月以上9月未満	23	23	19	11
	9月以上12月未満	24	24	20	12
	12月以上	25	25	21	13
	3月未満	25	25	21	13
	3月以上6月未満	26	26	22	14
8	6月以上9月未満	27	27	23	15
	9月以上12月未満	28	28	24	16
	12月以上	29	29	25	17
	3月未満	29	29	25	17
	3月以上6月未満	30	30	26	18
9	6月以上9月未満	31	31	27	19
	9月以上12月未満	32	32	28	20
	12月以上	33	33	29	21
	3月未満	33	33	29	21
1.0	3月以上6月未満	34	34	30	22
10	6月以上19月未満	35	35	31	23
	9月以上12月未満	36	36	32	24
	12月以上	37	37	33	25
	3月未満	37	37	33	25
1 1	3月以上6月未満	38	38	34	26
11	6月以上9月未満	39	39	35	27
	9月以上12月未満	40	40	36	28
	12月以上	41	41	37	29

	3月未満	41	41	37	29
	3月以上6月未満	42	42	38	30
12	6月以上9月未満	43	43	39	31
12	9月以上12月未満	44	44	40	32
	12月以上	45	45	41	33
	3月未満	45	45	41	33
	3月以上6月未満	46	46	42	34
13	6月以上9月未満	47	47	43	35
10	9月以上12月未満	48	48	44	36
	12月以上	49	49	45	37
	3月未満	49	49	45	37
	3月以上6月未満	50	50	46	38
14	6月以上9月未満	51	51	47	39
	9月以上12月未満	52	52	48	40
	12月以上	53	53	49	41
	3月未満	53	53	49	41
	3月以上6月未満	54	54	50	42
15	6月以上9月未満	55	55	51	43
	9月以上12月未満	56	56	52	44
	12月以上	57	57	53	45
	3月未満	57	57	53	45
	3月以上6月未満	58	58	54	46
16	6月以上9月未満	59	59	55	47
	9月以上12月未満	60	60	56	48
	12月以上	61	61	57	49
	3月未満	61	61	57	49
	3月以上6月未満	62	62	58	50
17	6月以上9月未満	63	63	59	51
	9月以上12月未満	64	64	60	52
	12月以上	65	65	61	53
	3月未満	65	65	61	53
1.0	3月以上6月未満	66	66	62	54
18	6月以上9月未満	67	67	63	55
	9月以上12月未満	68	68	64	56
	12月以上 3月未満	69	69	65 65	57 57
	3月以上6月未満	69 70	69 70	65 66	57 58
19	6月以上9月未満	70	71	67	59
13	9月以上12月未満	72	72	68	60
	12月以上	73	73	69	61
	3月未満	73	73	69	61
	3月以上6月未満	74	74	70	62
20	6月以上9月未満	75	75	71	63
	9月以上12月未満	76	76	72	64
	12月以上	77	77	73	65
	3月未満	77	77	73	65
	3月以上6月未満	78	78	74	66
21	6月以上9月未満	79	79	75	67
	9月以上12月未満	80	80	76	68
	12月以上	81	81	77	69
	3月未満	81	81	77	69
	3月以上6月未満	82	82	78	70
22	6月以上9月未満	83	83	79	71
	9月以上12月未満	84	84	80	72
	12月以上	85	85	81	73

	3月未満	85	85	81	73
	3月以上6月未満	86	86	82	73
23	6月以上9月未満	87	87	83	73
	9月以上12月未満	88	88	84	73
	12月以上	89	89	85	73
	3月未満	89	89	85	
	3月以上6月未満	90	90	86	
24	6月以上9月未満	91	91	87	
	9月以上12月未満	92	92	88	
	12月以上	93	93	89	
	3月未満	93	93	89	
	3月以上6月未満	94	94	89	
25	6月以上9月未満	95	95	89	
	9月以上12月未満	96	96	89	
	12月以上	97	97	89	
	3月未満	97	97		
	3月以上6月未満	98	98		
26	6月以上9月未満	99	99		
	9月以上12月未満	100	100		
	12月以上	101	101		
	3月未満	101	101		
	3月以上6月未満	102	102		
27	6月以上9月未満	103	103		
	9月以上12月未満	104	104		
	12月以上	105	105		
	3月未満	105	105		
	3月以上6月未満	106	106		
28	6月以上9月未満	107	107		
	9月以上12月未満	108	108		
	12月以上	109	109		
	3月未満	109	109		
	3月以上6月未満	110	110		
29	6月以上9月未満	111	111		
	9月以上12月未満	112	112		
	12月以上	113	113		
	3月未満	113			
	3月以上6月未満	114			
30	6月以上9月未満	115			
	9月以上12月未満	116			
	12月以上	117			
	3月未満	117			
0.4	3月以上6月未満	118			
31	6月以上9月未満	119			
	9月以上12月未満	120			
	12月以上	121			
	3月未満	121			
90	3月以上6月未満	121			
32	6月以上9月未満	121			
	9月以上12月未満	121			
	12月以上	121			

附則別表第3 旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に2の職務の級が掲げられている職務の級である職員の号俸の切替表 (附則第4項関係)

ア 一般職員俸給表の11級である職員の新号俸

旧号俸	旧級	9級	10級
IH /J IF	経過期間		10/04
	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
1	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
2	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
3	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
4	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
5	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
6	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
7	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1
8	6月以上9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	1
9	6月以上9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
	3月未満	13	1
	3月以上6月未満	14	1
10	6月以上9月未満	15	1
10	9月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1
	1477 50 上	11	1

	T		
	3月未満	17	1
	3月以上6月未満	18	1
11	6月以上9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1
	3月未満	21	1
	3月以上6月未満	22	2
12	6月以上9月未満	23	3
	9月以上12月未満	24	4
	12月以上	25	5
	3月未満	25	5
	3月以上6月未満	26	6
13	6月以上9月未満	27	7
	9月以上12月未満	28	8
	12月以上	29	9
	3月未満	29	9
	3月以上6月未満	30	10
14	6月以上9月未満	31	11
	9月以上12月未満	32	12
	12月以上	33	13
	3月未満	33	13
	3月以上6月未満	34	13
15	6月以上9月未満	35	13
	9月以上12月未満	36	14
	12月以上	37	14

#### イ 研究職員俸給表の5級である職員の新号俸

イ 研究職	は 具体 給表の 5 被である 帰	戦員 ジオバケ 伴	
旧日床	旧 級	<b>Γ</b> √π.	C VII
旧号俸	経過期間	5 級	6 級
	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
1	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
2			
2	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
3	6月以上9月未満	1	1
J	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
4	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
			_
	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
5	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
6	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
7			
′	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1
8	6月以上9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	1
9	6月以上9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
<b> </b>			
	3月未満	13	1
	3月以上6月未満	14	1
10	6月以上9月未満	15	1
	9月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1
-	3月未満	17	1
	3月以上6月未満	18	1
11	6月以上9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1
-	•		

	9 日土港	21	1
	3月未満 3月以上6月未満	22	1 1
12	6月以上9月未満	23	
12			1
	9月以上12月未満	24	1
	12月以上	25	1
	3月未満	25	1
	3月以上6月未満	26	1
13	6月以上9月未満	27	1
	9月以上12月未満	28	1
	12月以上	29	1
	3月未満	29	1
	3月以上6月未満	30	1
14	6月以上9月未満	31	1
	9月以上12月未満	32	1
	12月以上	33	1
	3月未満	33	1
	3月以上6月未満	34	1
15	6月以上9月未満	35	1
= *	9月以上12月未満	36	1
	12月以上	37	1
	3月未満	37	1
	3月以上6月未満	38	1
16	6月以上9月未満	39	1
10			
	9月以上12月未満	40	1
	12月以上	41	1
	3月未満	41	1
1.5	3月以上6月未満	42	1
17	6月以上9月未満	43	1
	9月以上12月未満	44	1
	12月以上	45	1
	3月未満	45	1
	3月以上6月未満	46	1
18	6月以上9月未満	47	1
	9月以上12月未満	48	1
	12月以上	49	1
	3月未満	49	1
	3月以上6月未満	50	1
19	6月以上9月未満	51	1
	9月以上12月未満	52	1
	12月以上	53	1
	3月未満	53	1
	3月以上6月未満	54	2
20	6月以上9月未満	55	3
	9月以上12月未満	56	4
	12月以上	57	5
	3月未満	57	5
	3月以上6月未満	58	6
21	6月以上9月未満	59	7
21	9月以上12月未満	60	8
	12月以上	61	9
			9
	3月未満	61	
00	3月以上6月未満	62	9
22	6月以上9月未満	63	10
	9月以上12月未満	64	10
	12月以上	655	11

	3月未満	65	11
	3月以上6月未満	66	11
23	6月以上9月未満	67	12
	9月以上12月未満	68	12
	12月以上	69	13